

令和7年度

国分寺市保育所等入所案内

〈利用案内編〉

令和7年4月入所申込み（一次選考）

令和7年度4月一次選考
に限り、原則郵送での
申込みとなります！

※申込方法、申込時期が例年と異なりますので、ご注意ください。

申請期間	令和6年9月17日（火）～令和6年10月31日（木） ※必着	
申請方法	原則郵送（必着） 宛先：185-8501 国分寺市戸倉 1-6-1 国分寺市役所 保育幼稚園課 入園相談係 宛 ※「令和7年度4月入所申込書（一次選考）在中」とご記入ください。	
	市役所設置 専用ポスト	設置場所：国分寺市役所第2庁舎 保育幼稚園課受付カウンター（黄色ポスト） 平日：午前8時30分～午後5時 ※市役所設置専用ポストは令和7年4月入所申込み（一次選考）申請書受付専用です。 不足書類等の追加書類は、直接窓口か郵送での提出となりますのでご注意ください。
不足書類等 提出締切	郵送	令和6年12月27日（金） ※必着
	窓口	令和6年12月27日（金）午後5時締切

※P59の宛名用紙をご活用ください。

令和7年4月入所申込み（二次選考）

申請期間	令和6年11月1日（金）～令和7年2月14日（金） ※土日・祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く	
申請方法	窓口受付	
不足書類等 提出締切	郵送	令和7年2月14日（金） ※必着
	窓口	令和7年2月14日（金）午後5時締切



国分寺市 子ども家庭部 保育幼稚園課 入園相談係
〒185-8501 国分寺市戸倉一丁目6番地1（国分寺市役所第2庁舎1階）
Tel. 042-325-0111（内線383・386）
国分寺市ホームページ <https://www.city.kokubunji.tokyo.jp/>

目 次

1. 保育施設の種類	2
2. 子ども・子育て支援新制度について	3
3. 保育所等とは	5
4. 申込みから入所が決まるまで	7
令和7年4月の入所申込み	8
令和7年5月以降の入所申込み	11
5. 市外からの申込み、市外への申込みについて	12
6. 申込みに必要な書類	14
7. 入所申込み時の注意事項	17
8. 特別な配慮を要するお子さんの申込みについて	22
9. 入所後の手続・注意事項について	24
10. 入所できなかった場合について	29
11. 保育の実施基準指数表	30
12. よくあるご質問	34
13. 利用者負担額（保育費）等について	42
14. 利用者負担額徴収基準額表	48
15. 記入例	50

【お願い】

「保育所等入所案内」は、保育施設の利用申込手続や必要な書類について記載しています。利用を希望される方は、よくお読みになりお申込みください。入所した後の諸手続についても記載されていますので、大切に保管してください。

1. 保育施設の種類

保育施設は、保護者が就労や病気などの理由により家庭でお子さんを保育できないときに、保護者に代わって保育を行うことを目的とした児童福祉施設です。

◆保育施設の種類

名称		内容	入所の 申込先
保育所		児童福祉法に基づく設置基準を満たした児童福祉施設です。市が設置・運営する市立保育所と、市の施設を民間事業者などが運営する公設民営保育所、社会福祉法人など民間事業者が設置・運営する私立保育所があります。	保 育 幼 稚 園 課 へ
認定こども園 (※)		0～5歳のお子さんを対象に、保育所と幼稚園両方の利点を生かし、就学前の保育・教育を一体的に提供する施設です。	
地域型 保育	家庭的保育	子ども・子育て支援新制度に基づき、市が認可を行う事業です。0～2歳のお子さんを対象に、自宅等を利用した家庭的な雰囲気の中で、資格を持つ保育経験者が保育を行います。	
	小規模保育 (※)	新制度に基づき、市が認可を行う事業です。0～2歳のお子さんを対象に、6人から19人以下の少人数で保育します。	
	事業所内 保育 (※)	新制度に基づき、市が認可を行う事業です。会社の事業所と保育施設などで、0～2歳の従業員のお子さんと地域のお子さんを一緒に保育します。	
	居宅訪問型 保育 (※)	新制度に基づき、市が認可を行う事業です。障害・疾患などで個別ケアが必要な場合や、施設がなくなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で1対1の保育を行います。	
企業主導型 保育施設		一定の基準を満たすことにより、国からの補助金を受けて企業が従業員のお子さん向けに設置している保育施設です。地域のお子さんの受入れを行っている施設もあります。	直 接 施 設 へ
認証保育所		主に0～5歳までの乳幼児を対象に、民間事業者が東京都の認証を受け、運営する保育施設です。	
認可外保育施設 (ベビーホテル等)		民間事業者や個人が設置・運営する保育施設で、東京都に届出が出された施設です。	

(※) 令和6年9月現在、国分寺市内には、「認定こども園」、「小規模保育」、「事業所内保育」、「居宅訪問型保育」に該当する施設はありません。

2. 子ども・子育て支援新制度について

平成 24 年 8 月、日本の子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、「子ども・子育て支援法」が成立しました。この法律と、関連する法律に基づいて、幼少期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年 4 月に本格スタートしました。

（１）「教育・保育給付認定」について

新制度では「施設型給付」及び「地域型保育給付」を創設し、この 2 つの給付制度に基づいて、従来バラバラに行われていた認定こども園、幼稚園、保育所及び家庭的保育等に対する財政支援を共通化しました。これらの給付対象施設を利用する場合には、公費から給付が受けられるようになりました。

この給付は、確実に教育・保育に要する経費に充てるため、利用者の皆さんに直接給付するのではなく、市から施設等に支払う仕組み（法定代理受領と言います。）となっています。そのための手段として、給付対象施設を申し込むに当たり、教育・保育の必要性に応じた「教育・保育給付認定」を受けていただく必要があります。

（２）教育・保育給付認定の区分とは

教育・保育の必要性に応じた「教育・保育給付認定」は年齢や保育の必要性の有無によって給付認定区分や利用できる施設、時間が異なります。保育施設を利用できるのは、**2号認定又は3号認定**となります。

給付認定 区分	対象年齢	保育の必要性・必要量		利用できる施設	申請方法
1号認定	3歳以上	なし	教育標準時間 4時間	認定こども園（教育認定部分） 幼稚園（新制度）※	<u>利用施設を</u> 通じて申請
2号認定	3歳以上	あり	保育標準時間 11 時間	認定こども園（保育認定部分） 保育所	市に申請 （入所申込みと あわせて申請と なるため、別途 手続きは不要）
			保育短時間 8時間		
3号認定	3歳未満	あり	保育標準時間 11 時間	認定こども園（保育認定部分） 保育所 地域型保育 小規模保育	
			保育短時間 8時間		

※新制度に移行していない幼稚園の場合、「教育・保育給付認定」を受ける必要はありません。

ただし、無償化の対象となるためには「子育てのための施設等利用給付認定（第1号）」を受ける必要があります。

※新制度に移行した幼稚園の場合、利用施設を通じて教育・保育給付認定申請が必要です。預かり保育を利用する場合、無償化の対象となるためには「子育てのための施設等利用給付認定（第2号又は第3号）」を受ける必要があります。

（３）保育の必要な事由と必要量の認定とは

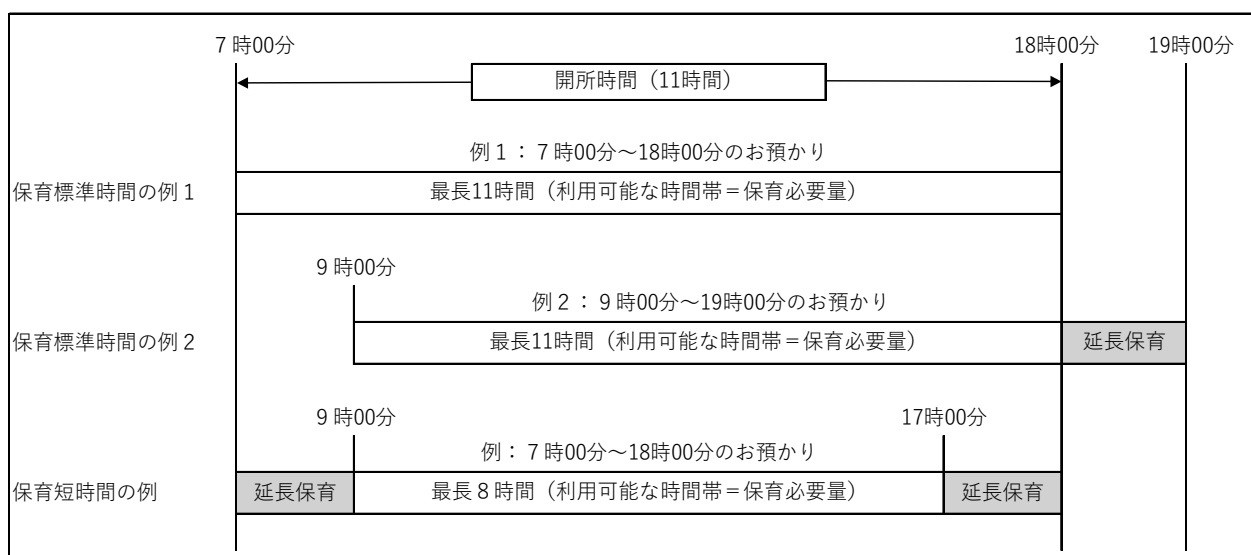
２号認定又は３号認定を受ける方は、さらに、保護者の働き方や子育ての状況に応じて保育の必要量も認定します。保育標準時間、短時間の区分によって、保育所等の利用時間や利用者負担額が異なります。

保育の必要な事由	内容
就労（就労予定）	週３日以上かつ週１２時間以上の就労のため保育ができない方
出産	出産のため保育ができない方
疾病	入院・自宅療養等で保育ができない方
障害	障害のため保育ができない方
介護・看護	入院や通院等の付添いで保育ができない方
求職中	求職活動のため保育ができない方
就学	週３日以上かつ日中４時間以上の就学のため保育ができない方

◆保育必要量の区分

- ①保育標準時間・・・１日最長１１時間の中で必要となる時間
- ②保育短時間・・・・・・１日最長８時間の中で必要となる時間

◆利用のイメージ



※『就労（予定）』を事由に保育所等の申込みをする場合、**勤務時間が週 30 時間未満の方は保育短時間での認定になります。**ただし、週 30 時間未満の就労であっても、通勤時間等の理由によって標準時間を希望される方はご相談ください。

※保育標準時間認定を受けることができる場合でも、保護者の希望により保育短時間認定を選択することができます。

※保育短時間認定の場合で、保育短時間の開所時間を超えて保育した場合、保育標準時間の開所時間内であっても延長料金が発生します。

3. 保育所等とは

(1) 入所要件

児童福祉法及び子ども・子育て支援法において、保育所等での保育を希望する場合は、保護者（※）のいずれもが、以下の保育を必要とする事由に該当することが必要です。「幼児教育を受けさせたい」、「集団保育に慣れさせたい」などの理由だけでは入所することはできません。

（※）保護者とは「親権を行う者、後見人その他の者で、児童を現に監護する者」のことを言います（事実婚関係である者を含む）。

◆ 保育を必要とする事由 ◆

保護者（父母）及び 20 歳以上 64 歳以下の同居の親族が次のいずれかに該当し、保育することができないこと。

※「住所が同一敷地内にある親族（世帯員）」は同居親族とみなされます。

※実際は別居しているが、やむを得ない事情により同住所となっている場合はご相談ください。

- （１） 1 か月間の労働時間が 48 時間以上となることが常態となっている場合
※週 3 日以上かつ週 12 時間以上が最低基準
- （２） 妊娠中であるか又は出産後間もない場合
※出産予定月をはさんで前後各 2 か月、計 5 か月間
- （３） 疾病又は負傷中の場合
※それぞれの事由が終了する月まで
- （４） 障害がある場合
- （５） 同居の親族を常時介護又は看護している場合（長期間入院等をしている親族含む）
※週 3 日以上かつ週 12 時間以上が最低基準
- （６） 震災、風水害、火災、その他の災害の復旧にあたっている場合
※最長 6 か月
- （７） 求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っている場合
※入所開始月の 1 か月
- （８） 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）している場合
※週 3 日以上かつ週 12 時間以上が最低基準で、就学が終了する月まで
- （９） 虐待や DV のおそれがある場合

(2) クラス編成について

保育所等のクラスは令和7年4月1日時点の年齢で決まります。以下の表をご参照の上、クラスを確認してください。

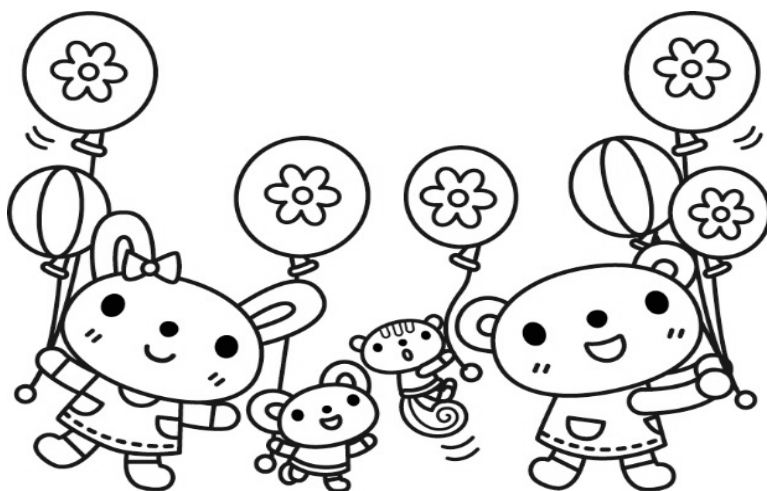
クラス	生 年 月 日
0歳	令和6年(2024)4月2日～令和8年(2026)4月1日 ※令和7年4月2日～令和8年(2026)4月1日は令和8年度も0歳クラス
1歳	令和5(2023)年4月2日～令和6(2024)年4月1日
2歳	令和4(2022)年4月2日～令和5(2023)年4月1日
3歳	令和3(2021)年4月2日～令和4(2022)年4月1日
4歳	令和2(2020)年4月2日～令和3(2021)年4月1日
5歳	平成31(2019)年4月2日～令和2(2020)年4月1日

(3) 保育時間と休園日について

保育時間は最長11時間ですが、具体的な保育時間は保護者の方の就労状況等により個々に異なります。入所後1週間程度は短時間保育(慣れ保育)から始め、お子さんの様子を見ながら徐々に通常の保育時間に近づけていく場合があります。詳しくは入所を希望する保育所等にお問合せください。

また、保育所は、日曜・国民の祝日及び年末年始(令和7年12月29日から令和8年1月3日)は休所となります。

ただし、令和7年12月29(月)・30日(火)につきましては、恋ヶ窪保育園にて年末保育を実施する予定です。



4. 申込みから入所が決まるまで

教育・保育給付認定申請書兼入所申込書の提出

申込期間内に、認定・入所の申込書類を保育幼稚園課窓口へ提出してください。

郵送（4月一次選考は原則郵送）、FAXによる受付、及び市民サービスコーナーでの受付は行っていません。

保育の必要性の審査（認定審査）

提出書類の確認及びご家庭の状況等、お子さんの保育を必要とする具体的な内容をお尋ねします。また、ご自宅を訪問したり、勤務先に電話をしたりしてお話を伺うなどさせていただく場合もあります。

選考

保育の実施基準指数表（P30・31）をもとに選考を行い、入所するお子さんを内定します。**先着順や抽選ではありません。**また、申込内容に虚偽が判明した場合には選考の対象とせず、内定が出ていた場合でも取消しとなります。

内定の連絡

4月の入所内定者には文書で通知します。
5月以降の入所内定者には電話でお知らせします。

面接・健康診断

入所が内定した保育所等で面接・健康診断を行います。健康診断の結果次第では入所できない場合があります。また、入所基準日（毎月1日）の前日までに面接・健康診断を受けない場合、内定取消しとなります。

入所決定

面接と健康診断等で入所に支障がない場合、入所決定となり、施設利用承諾通知書をお送りします。

入所

入所日は毎月1日です。月途中の入所はできません。

入所できなかったら

○内定しなかった方には申込初月のみ「施設利用保留通知書」をお送りします。その後の選考では、入所内定の場合のみ電話にてご連絡します（引き続き保留の場合は連絡しません。）

○支給認定証も同時に発送する予定です（保育所等への入所を確定するものではありません。）
（※4月入所は3月中旬以降発送予定です。）

○申込みは年度内（令和8年2月入所選考まで）有効です。年度内に希望の保育所等に欠員が生じた場合、入所選考の対象になります。

○年度内に保育所等に入れず、引き続き次年度も入所を希望される場合は、あらかじめ次年度分をお申込みいただく必要があります。

○申込後に保育所等入所を希望しなくなった場合や家庭状況等が変わった場合は必ず必要書類を提出してください。

支給認定証の交付

認定結果を郵送で入所希望月の前月下旬（4月入所は3月中旬以降）にお送りします。

利用者負担額決定

利用者負担額（保育費）を決定し、郵送で利用者負担額決定通知書をお送りします。

令和7年4月入所申込み（一次選考）

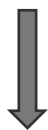
令和7年度4月一次選考に限り、
原則郵送での申込みとなります！

申請期間	令和6年9月17日（火）～令和6年10月31日（木） ※必着	
申請方法	<u>原則郵送（必着）</u> 宛先：185-8501 国分寺市戸倉 1-6-1 国分寺市役所 保育幼稚園課 入園相談係 宛 ※「令和7年度4月入所申込書（一次選考）在中」とご記入ください。	
	市役所設置専用ポスト	設置場所：国分寺市役所第2庁舎 保育幼稚園課受付カウンター（黄色ポスト） 平日：午前8時30分～午後5時 ※市役所設置専用ポストは令和7年4月入所申込み（一次選考）申請書受付専用です。不足書類等の追加書類は、直接窓口か郵送でのご提出となりますのでご注意ください。
不足書類等提出締切	郵送	令和6年12月27日（金） ※必着
	窓口	令和6年12月27日（金）午後5時締切
結果	令和7年2月4日（火）発送予定（内定・保留どちらも） ※電話での結果回答はできません。 ※上記の日程に発送予定ですので、お手元に届くのは翌々日以降になります。 ※内定した方で、やむを得ず辞退される場合は、早急に保育幼稚園課で辞退の手続きを行ってください。	

令和7年4月一次選考申込みの流れ

※提出の際には、P59の宛名用紙をご活用ください。

郵送・市役所設置専用ポストにて提出



- ・申込みに必要な書類に関してはP14ご確認ください。
- ・申込書を提出する際には、封筒に住所、氏名、「**令和7年度4月入所申込書（一次選考）在中**」と記入し、**提出確認票、長形3号の返信用封筒を忘れずに同封してください。**（返信用封筒には必ず住所と氏名をご記入のうえ、定形郵便物25g以内の料金分の切手を貼付してください。）

提出確認票の控えが届く

- ・提出確認票控えを、同封いただいた返信用封筒により送付いたします。（返信用封筒がない場合は提出確認票控えを返送することができません。）
- ・**控えの到着までに2週間ほどかかります。**控えが届きましたら、不足書類の有無を確認してください。

※不足書類等がある場合は**令和6年12月27日（金）午後5時までに直接窓口か郵送（必着）**でご提出ください（不足書類等の提出に控えの送付はいたしませんので、提出確認票、返信用封筒の再提出は不要です）。

※不備や不足がある場合、早めにご提出いただくことで、余裕を持った対応ができますので、早めのご提出をお願いいたします。

出生前申込みを希望される方へ

- 令和7年4月1日までに出生予定の場合は、受付期間に未出生であっても4月一次選考の「出生前申込み」が可能です（ただし、令和7年2月4日以降に生まれた場合は、4月入所選考の対象になりません）。
- 産休明け保育の関係上、0歳児保育開始月例が「生後57日以降」となっている施設のみ希望できます。
- 申請時に「母子健康手帳の写し（①交付日記載の表紙②出産予定日のわかるページ）」を必ず提出し、申請書の児童名は「名字 ベビー」と記入し、生年月日は出産予定日を記入してください。
- 出生後、令和7年2月14日（金）までに「申込児童に関する調査書」をご提出ください。令和7年2月3日までに出生していたとしても、書類未提出の場合、選考結果は無効となります。

【注意事項】

- 令和7年4月入所申込み（一次選考）に限り原則郵送での申込みを受付けます。
- 令和7年4月入所申込み（一次選考）締切りは、**令和6年10月31日（木）※必着**です。締切後に提出された書類は、二次選考の対象となります。
- 返信用封筒には必ず住所と氏名をご記入の上、切手を貼付してください。返信用封筒が同封されていない場合は、提出確認票の控えを送付できません。
- 市役所設置専用ポストは令和7年4月入所申込み（一次選考）申請書受付専用です。不足書類等の追加書類は、直接窓口か郵送でのご提出となりますのでご注意ください。不足書類等の提出に控えの送付はいたしませんので、提出確認票、返信用封筒の再提出は不要です。
- 電話による書類の到着確認はお答えすることができません。到着確認が必要な場合は、特定記録郵便やレターパック等の追跡サービスがある送付方法でご提出ください。
- 提出された書類は一切お返しすることができません。提出書類はあらかじめ写しを取り、内容をよく確認してからご提出ください。
- 郵送事故を含む書類の不達・遅延について、市としては責任を負いかねますので、ご了承ください。
- 疾病・障害等があるお子さんの入所申込みをする場合や、市外の保育所等を申込み場合は窓口へ直接ご提出ください。
- 国分寺市外にお住まいの方の申込みについては、必ず P12 をご確認ください。国分寺市へ転入予定がある場合は、直接国分寺市へ申込みとなります。住民登録がある市区町村を通じて申し込む場合は、必ず住民登録がある市区町村に申込方法や締切等をお問い合わせください。

令和7年4月入所申込み(二次選考)

※一次選考の結果、定員に空きが生じた場合と、辞退や未出生等の理由で一次選考後に生じた欠員はすべて二次選考の対象となります。

※一次選考で既に申込済みの場合は、改めての手続きは不要です。

申請期間	令和6年11月1日(金)～令和7年2月14日(金) ※土日・祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除く	
申請方法	国分寺市役所 保育幼稚園課 窓口受付	
受付時間	午前8時30分～午後5時	
不足書類等 提出締切	郵送	令和7年2月14日(金) ※必着
	窓口	令和7年2月14日(金) 午後5時締切
結果	内定	令和7年3月上旬頃通知発送予定 ※電話での結果回答はできません。
	保留	令和7年3月中旬頃通知発送予定 ※電話での結果回答はできません。

- 一次選考で既に申込みをしており二次選考で内定となった場合は通知が発送され、保留となった場合、通知は発送されません。保留の方で、希望園を変更したい場合や状況の変化、申込みを取り下げる場合等は必要な書類を提出してください。
- 一次選考結果通知発送後、国分寺市ホームページに空き状況を掲載します。
- 二次選考後に辞退等の理由で生じた欠員については、欠員が生じた保育所の待機者の中から待機順に繰り上げを行います。

令和7年5月以降（5月から翌年2月）の入所申込み

◎定員に空きがある場合にのみ選考会を行います。

郵送・FAXでの申込みは受付できません。

受付期間：入所希望月の2か月前から

入所希望月の前月10日（閉庁日の場合は翌開庁日）の正午まで

申請期間	5月入所	3月3日（月）	～	4月10日（木）	正午
	6月入所	4月1日（火）	～	5月12日（月）	正午
	7月入所	5月1日（木）	～	6月10日（火）	正午
	8月入所	6月2日（月）	～	7月10日（木）	正午
	9月入所	7月1日（火）	～	8月12日（火）	正午
	10月入所	8月1日（金）	～	9月10日（水）	正午
	11月入所	9月1日（月）	～	10月10日（金）	正午
	12月入所	10月1日（水）	～	11月10日（月）	正午
	1月入所	11月4日（火）	～	12月10日（水）	正午
	2月入所	12月1日（月）	～	1月13日（火）	正午
	※土日・祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く。				
申請方法	国分寺市役所 保育幼稚園課窓口受付				
受付時間	午前8時30分～午後5時				
結果	内定	入所希望月の前月15日頃に電話連絡をします。			
	保留	入所希望月の前月20日頃に保留通知を発送します。 （保留通知は最初に申請をした月のみ発送します。それ以降、保留になった場合は連絡・通知は行いません。）			

3月入所の取扱いはありません。

- 待機になった方について、毎月20日以降にご連絡いただければ待機順位等をお伝えすることは可能です（日程は選考状況や土日・祝日の関係で前後することがあります）。
- 提出いただいた書類は令和7年度内において有効です。内定となるまでは、申込みが継続しますので、再度の申込みは不要です。
- 保育所等の入所が保留となっている方で、引き続き次年度の入所選考を希望される場合は、改めて申込みが必要です。
- 毎月1日頃に、各保育所等の入所状況を国分寺市ホームページに掲載します。

5. 市外からの申込み、市外への申込みについて

(1) 国分寺市外在住の方が国分寺市内の保育所等を申込み場合

転入予定がある方

入所希望月の1日までに(入所希望月の1日が土日・祝日の場合は、翌開庁日までに)国分寺市へ転入手続した上で、国分寺市保育幼稚園課に、改めて「施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書兼保育所等入所申込書」を提出することを条件とした申込みです。

申込窓口	国分寺市役所 保育幼稚園課 午前8時30分～午後5時 郵送時の宛先：185-8501 国分寺市戸倉1-6-1 国分寺市役所 保育幼稚園課 入園相談係 宛
申込方法	郵送、窓口
申込締切日	国分寺市が定める申込締切日(P11参照) (令和7年度4月入所一次選考締切は、令和6年12月27日(金)) ※「郵送された申込み書類が国分寺市に届いた日が受付日」となります。
必要書類	①申込みに必要な書類(P14参照) ※国分寺市の様式を使用してください。 ※申込書の住所は現在お住まいの住所を記入してください。 ②転入誓約書 ③賃貸契約書や売買契約書等の写し ※住所、入居日又は引渡日、保護者氏名が確認できるもの ※②③を申込締切日までに提出いただいた場合は、市民と同等に選考します。未提出の場合は「転入予定がない方」と同様に国分寺市在住のお子さんの選考後に十分な空きがある場合のみ選考となります。 ④現住所が記載されている住民票(世帯全員分) ※国内に住民票がない場合は、パスポートの写しを提出してください。
結果発送	国分寺市保育幼稚園課から発送
転入後の手続	入所の可否にかかわらず、入所希望月の1日までに(入所希望月の1日が土日・祝日の場合は、翌開庁日までに)転入手続した上で、国分寺市保育幼稚園課に、改めて「施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書兼保育所等入所申込書」の提出が必要です。手続を行わない場合は、利用決定又は利用内定が取消しとなります。

- 転入誓約書は国分寺市ホームページからダウンロード可能です。
- 転入予定があっても、転入先住所が未確定の場合や、申込みに必要な書類に加えて、転入誓約書と賃貸契約書や売買契約書等の写しの提出がない場合は、「転入予定がない方」と同様の取扱いとなります。

転入予定がない方

3歳クラス以上のお子さんが対象です。国分寺市在住のお子さんの選考後に十分な空きがある場合のみ選考が行われます。

申込窓口	申込時点で住民登録がある市区町村の保育担当課
申込方法	住民登録がある市区町村を通じて申込み
申込締切日	国分寺市が定める申込締切日（P11 参照） （令和7年度4月入所二次選考締切は、令和7年2月14日（金）） ※住民登録がある市区町村に提出期限等を確認した上で、国分寺市が定める締切日までに余裕を持って、住民登録がある市区町村へ提出してください。
必要書類	申込みに必要な書類（P14 参照） ※国分寺市の様式を使用してください。 ※申込書の住所は現在お住まいの住所を記入してください。
結果発送	住民登録がある自治体から発送

- 0歳児・1歳児・2歳児クラスについては、転入予定のない（転入先住所が未確定の場合や、転入誓約書と賃貸契約書や売買契約書等の写しの提出がない場合も含む）お子さんは申し込まれても選考の対象となりません。
- 4月申込みについては一次選考の対象にはなりません。国分寺在住のお子さんの二次選考後に十分な空きがある場合のみ選考対象となります。

（2）国分寺市在住の方が市外の保育所等を申込む場合

申込先の市区町村へ転出予定がない場合又は、転出予定があっても申込先の市区町村より国分寺市へ申込手続するよう案内があった場合は、以下の方法でお手続きください。

申込窓口	国分寺市役所 保育幼稚園課 午前8時30分～午後5時
申込方法	国分寺市を通じて申込み
申込締切日	申込先の市区町村にご確認ください。 ※締切日のおおむね1週間前までに、国分寺市保育幼稚園課で申込みを行ってください。1週間前までにご提出がない場合、申込先の市区町村の締切日までに間に合わない可能性があります。
必要書類	申込先の市区町村にご確認ください。

- 申込書類は自治体によって異なるため、受付時に国分寺市で内容を確認することはできません。送付後に各市区町村で確認していただきますのでご了承ください。
- 市区町村によっては、市外からの申込みを制限している場合があります。

6. 申込みに必要な書類

①～⑥の書類が必要となります。入所案内に挟まっている書類や、国分寺市ホームページからダウンロードした様式をご利用いただき、記入漏れのないようご注意ください。また、申込み後にご家族やお勤め先などの状況が変わりましたら、速やかに保育幼稚園課までご連絡ください。入所状況に影響するような状況の変更があったにもかかわらず連絡がなかった場合、虚偽の申告となり利用決定又は利用内定が取消しとなります。

申込みに必要な書類

①～⑥は必ず提出していただく書類です。消えるボールペンでの記入は不可です。

必ず必要な書類	① 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書兼保育所等入所申込書	世帯につき1枚
	② 保育所等入所申込調査書	世帯につき1枚
	③ お申込みチェックシート	世帯につき1枚
	④ 申込児童に関する調査書	児童1人につき1枚
	⑤ 保育の必要性を証明する書類（表1）	父母それぞれ（表1※）
	⑥ 扶養対象者申告書（表3）	世帯につき1枚
該当する世帯	その他（表2）	
	市町村民税の確認に必要な書類（表3）	

保育の必要性を証明する書類（表1）

★印は国分寺市ホームページからダウンロード可

※父母（事実婚関係である者を含む）及び児童と同居する20歳以上64歳以下の方、全員分が必要です。児童と同居する20歳以上64歳以下の同居親族の方の要件書類が未提出の場合、P31『調整指数表』14番の減点対象となります。

※令和7年度4月入所申込みと令和6年度入所申込みを行う方は、それぞれ保育の必要性を証明する書類が必要ですが、片方の年度に写しを添付いただいてもかまいません。

※就労証明書及び診断書、在学証明書は、入所希望月初日から3か月以内（4月入所希望の場合のみ前年の9月15日以降）に証明されたものが有効です。

保護者・親族の状況	必要書類		備考
就労	外勤 （内定、産前産後休業又は育児休業中を含む）	★就労証明書（表面のみ） ※会社の担当者が記入。	■ 「就労証明書の記載方法について」も併せてご確認ください。 ■ 勤務先の代表者との関係が『親族』の場合、自営の証明も必ず添付してください。自営の証明書類に有効期限がある場合は有効期限内のものを提出してください。 ■ 保育所入所後に勤務日数や時間が増える予定の方は、「求職中（就労内定あり）※自営業以外」と同じ取扱いとなり、P31『調整指数表』2番の対象となります。保育所等入所後に勤務日数や時間等が増えた後の就労証明書を再度ご提出ください。 ■ 「②保育所等入所申込調査書」で、「希望する保育所に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」にチェックした方は、保育の必要性の書類（就労証明書）は不要です。
	自営 （保護者本人や親族経営の会社での勤務、予定、育児に伴う休業中を含む）	①★就労証明書（両面記入） ※裏面の実績3か月の収入額も必ず記入してください。 ②自営の証明 （営業許可証、登記事項証明書、開業届、業務委託契約書の写し等いずれか一点を添付してください。）	
出産	母子健康手帳の写し		① 交付日記載のページ（表紙） ② 出産予定日記載のページの写し
疾病	★診断書		■ ①患者氏名②診断名③病状経過等④治療期間と通院回数（現状と今後の見込み）⑤保育所利用の必要性についての記載がある診断書を提出（内容が網羅されていれば病院様式でも構いません）。 ※記載が不足している場合、疾病要件での申込みとして認められない場合があります。

障害	各種障害者手帳の写し		■ ①氏名②手帳の種類③等級や区分がわかる写し ※有効期限が過ぎている場合には障害要件での申込みとして認められない場合があります。最新のものを御提出ください。
介護・看護	①★介護状況届出書 ②介護・看護が必要であることの証明書類		■ 介護状況届出書の内容は介護者が記入してください。 ■ 保育所に申込みをするお子さんの介護を要件に保育所の申込みを行うことはできません。 【介護・看護が必要であることの証明書類について】 - 要介護認定者：診断書・介護保険被保険者証の写し・ケアプランの写しのいずれか一つを提出 - 障害支援区分該当の方：障害支援区分認定証の写しを提出 - 要介護認定者以外の方：①患者氏名②診断名③病状経過等④治療期間と通院回数（現状と今後の見込み）⑤介護・看護の必要性についての記載がある診断書を提出（内容が網羅されていれば病院様式でも構いません）。
求職	就労内定あり ※自営業以外	★就労証明書（表面のみ） ※会社の担当者が記入	■就労開始後に再度就労証明書を提出してください。
	就労内定なし	不要	
就学	①★在学証明書 ②時間割表添付		■ ①生徒氏名②在籍学部（在籍学部がない場合は、所属や専攻している分野）③学年④入学日と卒業予定日⑤休学中の場合は休学期間と理由について記載されている在学証明書を提出（内容が網羅されていれば学校様式でも構いません）。 ■ 時間割は在学証明書に記載するか、別紙を添付してください。 ■ 休学中の場合、休学前の時間割を記入してください。 ■ 就学予定の場合、合格通知書の写し等を提出し就学後に必ず在学証明書と時間割を提出してください。
災害	罹災証明書		

その他（表2）

保護者・親族の状況	必要書類	備考
ひとり親世帯の方	①★ひとり親の申立書 ②離婚調停、離婚裁判関係書類の写し	■ 保護者が離婚を前提として別居しているが、住民票上は同居となっている場合や、住民登録が国分寺市にない保護者がひとり親として申し込む場合に提出してください。 ■ 調停中、裁判中の方は「事件係属証明書」等状況がわかる書類を提出してください。
生活保護世帯の方	生活保護受給者証	
認可外保育施設に有償で預けている方 （認証保育所、内閣府や都道府県知事に届け出している施設。認可保育施設の一時保育等を含む。）	★受託証明書	■ <u>在籍開始後に記載してもらうこと。</u> ■ <u>育児休業取得中の場合は加点の対象となりませんので、育児休業中の方は、「復職証明書」も併せてご提出ください。</u> ■ 申込児童が複数いる場合でも預けている施設が同じであれば1枚にご記入ください。 ■ <u>在籍条件や保護者の状況で加点対象になる可能性がありますので、詳しくはP17をご確認ください。</u>

保護者が保育従事者 又は保育従事予定の 方	保育士・幼稚園教諭の 免許状の写し	■ 保護者が保育士・幼稚園教諭の免許を有し、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、認証保育所、認可外保育施設(内閣府又は都道府県知事に届けている施設に限る。)で保育に従事している(就労内定を含む)場合はご提出ください。 ■ 新規申込の場合のみ P31『調整指数表』7番又は8番の加点対象となります。
同居親族で障害者手帳をお持ちの方がいる場合	各種障害者手帳の写し	■ ①氏名②手帳の種類③等級や区分がわかる写し ※有効期限が過ぎている場合は、最新のものを提出してください。
申込児童に障害がある場合	各種障害者手帳の写し 診断書のいずれか	■ ①氏名②手帳の種類③等級や区分がわかる写し ■ P31『調整指数表』18番の加点対象となります。
申込児童のきょうだいに障害がある方	申込児童のきょうだいの障害者手帳の写し、 診断書のいずれか	■ 申込児童のきょうだいに障害がある場合は提出してください。診断書の様式は問いません。 ■ P31『調整指数表』19番の加点対象となります。
保護者で特定医療費(指定難病)受給者証・マル都医療券をお持ちの方	特定医療費(指定難病)受給者証 マル都医療券の写し	■ 交付されている場合写しを提出してください。 ■ P31『調整指数表』3番の加点対象となります(入所希望月初日の時点で有効期限が過ぎている場合には、加点対象になりません)。
同居親族(申込児童、児童のきょうだい、保護者を除く)の方で障害支援区分 1~6 に該当又は要介護認定を受けている方	同居親族(申込児童、児童のきょうだい、保護者を除く)の障害支援区分認定証・介護保険被保険者証の写し	■ 同居親族(申込児童、児童のきょうだい、保護者を除く)の方で、障害支援区分 1~6 に該当又は・要介護認定を受けている方がいる場合はご提出ください。 ■ P31『調整指数表』13番の加点対象となります。

市町村民税の確認に必要な書類(表3)

※入所選考時と利用者負担額(保育費)の算定時に必要な書類です。

必ず必要な 書類	扶養対象者申告書	■ 令和5年12月31日時点、令和6年12月31日時点において扶養している方(父・母・祖父母等)の名前と、扶養されていて生計を一にしているお子さん(同居・別居は問わない)の名前をご記入ください。 ※生計を一にする別居のお子さんがある場合には、扶養していることが確認できる書類(健康保険証・源泉徴収票・確定申告書)の写しをご提出ください。
-------------	----------	---

保護者・親族の 状況	必要書類	備考
令和6年1月1日に国分寺市民である方	不要	■ 住民税が未申告の場合は、市町村民税が高い世帯とみなし、入所選考において不利になる可能性があります。
令和6年1月1日に国分寺市外に住民登録があった方	令和6年度住民税(非)課税証明書 ※父母それぞれ ※寄付金控除や住宅借入金等特別控除のある方は記載のあるもの	■ 令和6年1月1日に住民登録があった自治体で発行したものをご提出ください。 ※「住民税特別徴収額通知書」や「住民税納税通知書」では対応できません。
令和6年1月1日に海外に住んでいた方	①★年間収入申告書 (父母それぞれ保護者が記入) ②令和5年分(令和5年1月1日~12月31日)の円建ての収入がわかる書類(収入があった方のみ) ※収入がない場合は、①の年間収入申告書のみご提出ください。	■ 円建ての収入がわかる書類として、「源泉徴収票」や勤務先作成の「給与支払い証明」でも構いません。 ■ 国内給与と国外給与の支払いがあった場合には、それぞれについての書類をご提出ください。

※令和7年1月1日に国分寺市に住民登録がなかった方は、入所後に「令和7年度住民税(非)課税証明書」の提出が必要です。

7. 入所申込み時の注意事項

希望保育所について	■ 雨天時の送迎方法や通勤も含めた送迎可能な範囲、保育時間等も考慮したうえで希望園を検討してください。希望園については見学をおすすめします。見学の詳細は希望施設に直接お問い合わせください。 ■ 希望園は、空きがない状態でも希望できますので、<u>入所したい順番で記入</u>してください。（希望数の制限はありません。7園以上希望される場合は、枠外の余白に記載するか、別の用紙にご記入ください。） ■ 「No.22 まなびの森保育園（国立駅エリア）、No.37 まなびの森保育園国分寺（国分寺駅エリア）」「No.9まなびの森 ぶんじっこ保育園（国分寺駅エリア）、No.10 まなびの森 ぶんじっこ保育園分園（恋ヶ窪駅エリア）」等、<u>施設名が似ているため、記入間違いにご注意ください。他にも類似した施設名がありますので、ご希望の施設の番号、施設名、住所をよくご確認のうえご記入ください。</u> ■ 0歳クラスを希望の方は、入所希望月1日の時点において受入開始月齢（生後57日目、3か月、5か月）に達しているかどうか、0歳クラス設定がない園、延長保育時間の条件等がありますのでよくご確認のうえ希望園をご記入ください。 ■ 就労要件で申込みの場合、保育時間内に送迎が間に合わないという理由でも、提出された就労証明書の就労条件より勤務日数・時間数が減る場合（勤務先の育児短時間制度等を除く。）は、選考時の指数を満たさなくなるため、原則内定取り消しとなります。
証明書について	■ 証明書の内容について就労（就学）先・医療機関等に無断で作成し、又は改変を行ったときは、刑法上の罪に問われる場合があります。 ■ 内容等確認等で勤務先に問い合わせをすることがありますので、ご了承ください。
求職中で申込みの方	■ 入所月の翌月1日までに、週3日以上かつ週12時間以上の就労を開始し、就労開始後の就労証明書（自営業の方は自営の証明も添付）をご提出してください。就労開始が難しい場合は入所月の末までに、求職活動状況を必ずご相談ください。
求職中（就労内定）で申込みの方	■ 入所月の翌月1日までに、申込時に提出された就労条件で就労開始していただき、就労開始後の就労証明書をご提出してください。
申込中に転職を予定している方	■ 申込時の就労条件で入所後も継続して就労する前提で指数を算定します。転職後に<u>指数が下がるような条件変更（日数や時間の減）があった場合は、内定取消し、退所</u>となります。また<u>継続して就労とみなすためには転職期間は1か月以内</u>である必要があります。<u>転職の際は退職日の確認、就労開始後の就労条件の確認等</u>がありますので、事前に必ずご相談ください。 <u>※育児取得中の方は現在の会社に必ず復職が絶対条件となっていますのでご注意ください。</u>

認可外保育施設に有償で預けている方	■ 認可外保育施設の一時保育、認証保育所、内閣府や都道府県知事に届け出している施設に通所している場合、施設から「受託証明書」を記入して提出していただいた場合、P31の『調整指数表』26番の加点対象になる可能性があります。 【条件】 ① 入所希望前月を含めて2か月以上連続して在籍していること。 ② 最低週3日以上かつ週12時間以上預けていることを常態としている場合。 ■ <u>各月の申込締切日（4月入所一次選考の場合、不足書類提出締切日）の時点で、保護者が産前産後休業中、育児休業取得中の場合は加点の対象となりません。保育所等入所申込時に産前産後休業中もしくは育児休業取得中の方は、「復職証明書」も併せてご提出ください。</u>
出産要件で申込みの方	■ 出産要件での入所は、出産予定月の前後各2か月の計5か月間が入所決定期間となります。入所の期間は延長できません。
「新規」と「転所」の違い	申込み時点で市内・市外を問わず認可保育所等に入所しているお子さんの場合、「新規」での申込みか、「転所」での申込みかを選んでいただく必要があります。 新規：<u>選考結果に関係なく、現在入所している認可保育所等を退所すること</u>を前提に申し込む場合。保留となった場合でも、現在の保育所等は退所になります。申込時に退所届も提出してください。 転所：<u>現在入所している認可保育所等の在籍枠を確保した状態で、別の認可保育所等を申し込む場合。</u>保留となった場合は、現在の認可保育所等に継続して在籍することができます。内定した場合には、理由の如何を問わず元の認可保育所等へ通い続けることはできません。 ■ 転所内定を辞退した場合、どちらの保育所にも通えなくなるため、転所申込希望がなくなった時点で、速やかに「申込取下げ書」を提出してください。 ■ 転所申込みは、現在在籍している保育所を希望することはできません。 ■ 選考で指数が同じだった場合、転所申込みより新規申込みの方が優先されます（P31『優先順位』第二段階）が、新規申込みを選択されても確実に認可保育所等へ入所できるとは限りませんので、慎重にご検討ください。 ■ 転所の場合でも、お子さんにとっては「新しい保育所に入所」となるため、必ず「慣れ保育」があります。
アレルギー・与薬について	■ 保育所によってアレルギー対応が異なりますので、施設紹介編の「保育施設一覧」、「食物アレルギーの対応」欄を確認し、<u>「申込前に要確認」</u>と記載のある保育所を希望される方は、必ず事前に確認してください。 ■ 原則として保育所等での与薬は行いません。やむをえない事情により主治医が保育所等での与薬が必要と判断した場合、医師の指示に基づき与薬することがあります。ただし、希望保育所等で必ず対応できるわけではありませんので、必ず希望保育所等に確認をとるようにしてください。



きょうだいの入所申込みについて

※2人以上のきょうだいと同時に入所申込みをする場合、必ず「きょうだい条件」を選択してください。

※既に入所しているきょうだいと同じ園を第一希望とする場合、P31『調整指数表』25番の加点対象になります。

※「同時」は入所のタイミングをそろえるということ、「同園」は入所する保育所等をそろえるということを意味しています。

1	申込児童全員が 同時に同じ保育所等 に入所できる場合の み入所する。	同時同園のみ (必ずきょうだい全員)	■ 第一希望が同じ保育所等を希望していた場合、P31「調整指数表」25番の加点対象となります。 ■ お子さんによって希望順位を変更することはできません。 ■ 内定が出た場合、1人だけ内定辞退等はできませんので、辞退する場合はきょうだい全員で辞退することになります。 ★すでに認可保育所に在籍しており、転所申込みとなる児童がいる場合、在籍している園を希望することはできません。希望園はきょうだいが在籍している園を除いて記入してください。
2	申込児童全員が 別々の保育所等であつても、 同時に入所できる 場合のみ入所する	同時、別園も可 (必ずきょうだい全員)	■ 第一希望が同じ保育所等を希望していた場合、P31「調整指数表」25番の加点対象となります。 ■ 入所のタイミングは同時ですが、きょうだいが別々の保育所に入所する可能性があります。 ■ 内定が出た場合、きょうだいのうち1人だけ内定辞退等はできませんので、辞退する場合はきょうだい全員で辞退することになります。 ■ 希望順位よりも同園入所することを優先して選考します。例えば上の子が第1、2希望の両保育所等に入所可能で、下の子が第2希望のみ入所可能な場合は、2人とも第2希望の保育所等に内定となります。 ★新規申込児童と転所申込児童がいる場合、転所申込児童は、現在入所中の保育所を選択できないため、入所中の保育所にきょうだいがそろうことはありません。
3	入所できるのが申込 児童全員でない場合 も入所する	違う時期、別園も可 (きょうだい別々)	■ きょうだいがタイミングも保育所等も別々で入所する可能性があります。 ■ 希望順位よりも同園入所することを優先して選考します。例えば上の子が第1、2希望の両保育所等に入所可能で、下の子が第2希望の保育所等に入所可能な場合は、2人とも第2希望の保育所等に内定となります。 ■ 育児休業（育児に伴う休業）中・求職活動中（就労内定を含む）の方で、きょうだいの1人だけが入所できた場合、入所月の翌月1日までに復職又は就労開始が必要となりますので、入所できなかったお子さんの預け先を確保していただく必要があります。 ★新規申込児童と転所申込児童がいる場合、転所申込児童は、現在入所中の保育所を選択できないため、入所中の保育所にきょうだいがそろうことはありません。

育児休業中の入所申込みについて

保育所等に入所後も継続して育児休業を取得する（復職しない）予定の方は、保育の必要性の認定を受けることができません。

「保育所等入所申込調査書」で、入所翌月 1 日までに育児休業を切り上げ、復職することをご誓約いただいた方は就労要件として認定を受けることが可能です。復職後に「復職証明書」をご提出ください。下の子についての育児休業中に、上の子の保育所等入所・転所の申込みをする場合も同様です。

育児休業中の入所申込みは、必ず就労証明書とおりの勤務に戻ることを条件です。申込時に申告せずに、自己都合で転職した、就労時間（就労条件）が申込時と異なる、育児休業から復職ができない場合は、入所内定が取消し、入所後に判明した場合は退所となります。また、入所月の翌月 1 日までに必ず復職することが前提の申込みです。で、入所月の翌月の 1 日まで（4 月入所の場合は 5 月 1 日までに復職）に復職できない場合は入所内定取消し、入所後に判明した場合は退所となります。

勤務先の都合（倒産等）で復職できなかった場合は、その旨を証明する書類の提出が必要です。

相談事例

➤ 元の就労先に復職せずに、転職する方

育児休業を取得している会社に復帰することを前提での申込みのため、原則内定取消しになります。入所後、復職した後の転職は問題ありません（就労条件は同じ条件であること。）。申込時に転職が決まっている場合は、転職先の就労証明書を提出してください。転職後の就労条件で選考します。申込時に転職先が決まっていない場合は、「求職活動」の要件で選考します。

➤ 元の就労先に復職するが、就労条件が変わる方（育児休業明けの短時間制度利用を除く）

選考時は就労証明書に記載された勤務条件を基に指数を算定します。復職前後で部署の異動や派遣先の変更があった場合でも、育児短時間制度を利用する場合を除き、復職後に勤務日数や勤務時間等を短くすることは認められません。復職後に育児のための短時間勤務制度を利用し、勤務日数や勤務時間等を短くすることが決まっている場合には、就労証明書の「育児のための短時間勤務制度利用有無」の欄に就労時間帯を記載して下さい。契約上の条件が変わる場合は、就労証明書の下部に変更後の就労時間を記載したものを申込時にご提出ください。勤務時間は変わらず、勤務時間帯が変更（例えば午前 9 時から午後 5 時だった雇用契約が午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分に変更）となることは問題ありません。

➤ 派遣社員の方

申込時に提出された就労証明書の条件で選考するため、復帰時点で申込時と同じ就労条件でない場合は、内定取消しになります。

➤ 現在育児休業中で、復職予定だったが保育所申込み中に妊娠が判明した方

就労要件での申込みとなりますので、上の子の入所後に一度復職し、その後下の子の産休・育休を取得することは可能です。上の子の入所時点で既に下の子の産休中で、入所月の翌月 1 日までに復職できない場合は就労要件を満たさないため、入所承諾期間は「出産要件」と同様（出産予定月各前後 2 か月（計 5 か月））となります。他の要件で在籍を延長することはできません。

希望保育所に入所できない場合、育児休業の延長を許容できる方の入所申込みについて

育児休業の延長が可能なため、入所選考において他の申込者を優先することを希望される場合は、「②保育所等入所申込調査書（保育の必要性の事由等）」の育児休業欄「希望する保育所に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」について、育児休業給付金の給付に影響する可能性があることを理解した上で、申請者の責任においてチェックしてください。

取り扱い内容にチェックを付けた場合には、下記の取扱いとなります。

- ・保護者の就労証明書は不要です。
- ・指数は『基本指数表』の「日中求職活動中」として選考されます。
- ・調整指数は『調整指数表』16番のみ対象となり、その他の調整指数はすべて対象外となります。
- ・ひとり親世帯の場合の基本指数「不存在」も対象外となります。
- ・選考の結果、内定となることもありますのでご注意ください。
- ・通常の選考に切り替えたい場合は、就労証明書をご提出いただければ本来の指数となりますが、入所希望月（就労証明書の反映を希望する月）の初日から3か月以内（4月入所希望の場合は令和6年9月15日以降）に証明を受けたものが有効となります。各月の申込締切日までにご提出ください。

利用内定の辞退と再申込みについて

内定通知後に辞退された場合、再申込みをされた場合の選考に影響があります。P31『調整指数表』22番に該当していた方でも加点対象ではなくなり、優先順位第四段階の待機年数が0になります。また、再申込みする場合は再度必要書類をすべてご提出していただく必要があります。なお、やむを得ない理由で内定を辞退する場合には、次のお子さんをご案内できるよう、速やかに保育幼稚園課にご連絡いただき、「保育所等入所辞退届」を提出してください。

市内家庭的保育の卒園児の取扱いについて

家庭的保育は年齢制限があるため、2歳児クラスの年度末で卒園となりますので、卒園後も継続して認可保育所への入所を希望するお子さんについては他のお子さんの選考前に事前選考を行います。令和7年11月1日時点で国分寺市内の家庭的保育施設に在籍していて、令和8年3月31日で卒園となるお子さんにつきましては、令和7年10月ごろに申請方法等について個別にお知らせ致します。

8. 特別な配慮を要するお子さんの申込みについて

障害や発達の特徴があるお子さん（集団保育が可能な方に限ります）の保育は、市内の全保育所で実施しており、各施設で受け入れ可能な範囲でお預かりしています。年度によって受入可能な保育所・クラス・人数が変わるため、希望する保育所のクラス定員に空きがあり、かつ保育所として障害児の受け入れが可能な場合のみ選考の対象となります。障害児保育をご希望される方はお早めに保育コンシェルジュへご相談ください。

◆保育時間

お子さんの心身の状況に応じて保護者と保育所で相談して決めています。就労等により長時間保育が必要な場合でも、お子さんの心身の状況により長時間保育が難しい場合があります。入所後、お子さんが保育所に慣れるまでは保育時間が短くなる場合があります。

◆注意事項

保育は個々の発達状況や個性をふまえながら行っていますが、あくまで集団での保育となります。必ずしも1対1で対応するわけではなく、保育所の対応にお任せいただくことになります。また、保育所では療育は行いません。主治医によって集団保育が可能と判断された場合でも、お子さんの状況や各保育所の体制（施設環境、保育士の配置、クラスの状況等）により、集団保育を行う上で安全確保が困難であると判断された場合には入所できないことがあります。

◆申込みから入所までの流れ

公立保育所	私立保育所
1. 事前相談・保育所見学	1. 事前相談・保育所見学 ※お子さん連れでの見学が必須です。 ※私立保育所に障害児保育をお申込みの際は、受け入れの可否について、事前に直接保育所にお問い合わせください。 見学していない場合は内定が出て入所できないことがあります。
2. 申込み 令和7年度4月入所の申込みは所定の締切日（令和6年10月31日）までに、年度途中の申込みは毎月の申込締切日の3週間前までにお申込みください。 ※提出書類 〔・申込書類一式 ・障害児保育調査票（市指定の様式） ・障害児保育用診断書（市指定の様式） ・障害者手帳の写し（交付を受けている場合）〕	2. 申込み 令和7年度4月入所の申込みは所定の締切日（一次選考：令和6年10月31日、二次選考：令和7年2月14日）までに、年度途中の申込みは、毎月の申込締切日までにお申込みください。 ※提出書類 〔・申込書類一式 ・障害児保育調査票（市指定の様式） ・障害児保育用診断書（市指定の様式でなくても可※） ・障害者手帳の写し（交付を受けている場合）〕
3. 事前保育会 お子さんが集団保育可能かどうか公立保育所で事前保育会を行います。保育幼稚園課で指定する日に、お子さんと保護者で参加していただけます。市からは、保育所の園長や看護師、こどもの発達センターつくしんぼの職員などが参加します。	3. 保育所等入所選考会 選考会の結果を受けて入所の内定連絡、もしくは保留通知書を発送します。
4. 入所協議会 提出された書類と、事前保育会の記録をもとに、お子さんが集団保育が可能か、障害児保育の対象となるか、障害児に該当する場合にはどのような保育が適切か協議します。その後、協議会の結果を電話でお知らせします。	
5. 保育所等入所選考会 選考会の結果を受けて入所の内定連絡、もしくは保留通知書を発送します。	<u>ご希望の保育所の見学など、保育コンシェルジュがご案内いたしますので、お気軽にご相談ください。</u>

医療的ケアを必要とするお子さんの申込みについて

医療的ケアが必要なお子さんの令和 8 年 4 月保育所申込みの相談期間については、令和 7 年 6 月頃に国分寺市ホームページにて情報を公開します。（令和 7 年 4 月入所申込みの相談期間は終了しました。）申込みを希望する場合は必ず事前に保育コンシェルジュまでご相談ください。

◆保育コンシェルジュとは

それぞれのご家庭のニーズにあった保育サービスの情報提供を行う、保育士資格を持った専門の相談員です。保育をする上で配慮が必要なお子さんの保育所入所や緊急一時保育などを中心に、ご希望に沿った情報をご案内いたします。

◆下記の場合は保育コンシェルジュに必ずご相談ください

（保育所の入所について）

- ・子どもに障害がある場合。
- ・子どもに医療的ケアが必要な場合。
- ・子どもに既往症があり、保育上の配慮を要する場合。
- ・発達のこと、療育に通ったり、病院や相談機関に相談をしている場合。

（緊急一時保育について）

- ・家族の緊急入院や出産等の間に子どもの預け先を探している場合。

◆利用方法

窓口・電話等での相談を受け付けています。事前にお電話でのご予約をおすすめしています。

◆相談窓口

国分寺市役所 保育幼稚園課

◆相談時間

午前 8 時 30 分から正午まで

午後 1 時から午後 5 時まで

9. 入所後の手続・注意事項について

※申込時の就労条件等は入所後も保っていただく必要があります。入所後に状況変更（指数が下がる等）がある場合は退所となる可能性もありますので、必ず事前にご相談ください。

（１）入所直後の手続等

※書類は直接窓口か郵送でご提出ください。

申込時の状況	提出書類	備考
産休中・育休中 育児に伴う休業中	復職証明書 （復職日以降に発行されたもの）	入所月の翌月 1 日までに復職し、 復職後 2 週間以内に提出。
求職中	就労証明書 （就労開始後に発行されたもの） 自営の証明（自営業の方のみ）	入所月の翌月 1 日までに就労開始。 （週 3 日以上かつ週 12 時間以上）
求職中（就労内定） ※自営業以外	就労証明書 （就労開始後に発行されたもの）	入所月の翌月 1 日までに、申請時に 提出された就労条件で就労開始。 （週 3 日以上かつ週 12 時間以上）
求職中（開業予定）	就労証明書 自営の証明	入所月の翌月 1 日までに就労開始。 （週 3 日以上かつ週 12 時間以上）
就学予定	在学証明書 （在学開始後に発行されたもの） 時間割	入所月の翌月 1 日までに就学開始。 （週 3 日以上かつ 1 日 4 時間以上）
市民税未申告	提出書類なし	未申告の場合、保育費の算定等ができません。毎年必ず申告してください。
令和 7 年 1 月 1 日 市外に住民登録があった方	令和 7 年度住民税（非）課税証明書 ※父母それぞれ	令和 7 年 6 月中旬以降に、令和 7 年 1 月 1 日に住民登録があった市区町村で取得できます。

慣れ保育について

家庭から集団保育への移行は、環境の変化がとても大きくお子さんへ大きな負荷がかかります。体調を崩したりすることもありますので、入所・転所後に短時間から「慣れ保育」を実施し、徐々に通常保育へ移行していきます。施設やお子さんの年齢にもよりますが、おおむね 1～2 週間程度実施します。

（２）入所中の手続・注意事項 ※提出は直接窓口か郵送でご提出ください。

現況の確認

認可保育所等を継続して利用するためには、「子ども・子育て支援法」に基づき、毎年「保育を必要とする理由」に該当しているかを確認するために、「現況届」の提出（就労証明書等含む）が必要です。

提出書類は毎年１月頃、在籍している保育所を通して保護者に配布します。市外の認可保育施設に在籍している場合はご自宅宛に郵送します。書類は年度ごとに提出が必要です。必ず提出してください。提出期限までに必要な書類の提出がない場合は、保育の必要性が確認できないため継続入所が認められない場合があります。状況が変わった場合には、必ず保育幼稚園課までご相談ください。

（令和７年４月入所した方も必ず提出が必要となります。）

変更事項・理由	必要書類・備考
異動や転籍等で勤務先が変更、自営業の方で就労条件や業務委託先が変更等した場合等	就労証明書 （変更後に発行されたもの） 自営業の方は必要に応じて 自営の証明 も提出してください。
勤務日数、就労時間が変更する場合	就労証明書 （変更後に発行されたもの） ※入所時の就労日数、時間は保つように注意してください。
退職する場合 （転職含む。）	①退職にかかわる 保育所等入所継続届 ② 就労開始後の就労証明書 （退職した月の翌月末までに就労開始すること。） ※原則として、入所時の勤務日数、勤務時間が減少することは認められませんので、減少する場合は再度選考を受け直していただきます。
「保育を必要とする事由」に変更があった場合	保育を必要とする事由に変更があった場合は、変更する事由に必要な書類を提出（P14 参照）してください。 ※変更を希望する際は、必ず事前に保育幼稚園課にご相談ください。 ※例えば…就労要件から疾病要件に変更する場合 ① 退職にかかわる入所継続届 を提出。 ②退職日が属する月の翌月末までに、 国分寺市様式の診断書 提出。 （項目を網羅していれば病院様式可、保育所の必要性の一文の記載必須）

退所する場合 (保育の理由がなくなった場合、転出する場合等)	保育所等退所届 (退所日は退所月の末日となる) ※2か月連続して保育所等に登園しない場合は、原則として退所となります。 ※転出後も引き続き国分寺市の保育所等を継続する場合も提出が必要です (→P26『市外へ転出する場合』を参照してください)。
市外へ転出する場合	入所後、国分寺市外へ転出することになった場合、手続きをすることで継続入所が可能です。 ①転出する前に保育所等退所届 (退所日は退所月の末日となる) を、保育幼稚園課へ提出 (継続入所希望の場合、継続希望の欄に☑してください)。 ②転出先の市区町村でも、転出月の末日までに保育所の継続手続きが必要です。 ※①、②の手続きがされない場合は、継続入所はできません。 ※利用者負担額は住民登録がある自治体が決定するため、転出後、利用者負担額が変更になる可能性があります。
転所申込みをする場合	・申込期限、受付方法及び申込書類は、新規申込み同様です (令和7年4月入所一次選考の申込みを除き、郵送によるお申込みは受付られません)。ただし、年度内に世帯の中で、新規申込み又は転所申込みをしているお子さんがいる場合、家庭状況や勤務状況等に変更がなければP14『申込みに必要な書類』①～④のみご提出ください。 ・転所申込みは、転所内定が出るまでは現在の保育所等に通り、転所内定が確定した時点で、他のお子さんの入所も確定するため現在の保育所等には通えません (内定したお子さんがいなかった場合や、元の保育所に空きがある場合でも、選考の公平性を欠くことになるため同様の取扱いとなります)。また、内定を辞退した場合、どちらの保育所等にも通えなくなるため、転所申込希望がなくなった時点で、速やかに申込取下げ書を提出してください。 ・現在の保育所等に就労要件でお子さんが入所した保護者が、次のお子さんを出産された場合、現在の保育所等へ引き続き通うのであれば育児休業 (育児に伴う休業 (自営) 含む) を取得しても継続入所が可能 (→P28 きょうだいの育児休業 (育児に伴う休業 (自営) 含む) を取得する場合』をご参照ください。) ですが、上の子が下の子の育児休業を取得しながら継続入所中に、上の子の転所申込みをして内定が出た場合は、必ず復職が前提となる (→ P20『育児休業中の入所の申込みについて』をご参照ください。) ため、下の子の預け先も検討する必要がありますのでご注意ください。

世帯構成が変更になった場合（結婚、離婚、死亡、姓の変更等）	世帯構成変更届、変更になったことがわかる書類（受理証明書、戸籍の写し等）を提出してください。 ※結婚の場合：保護者になる方の要件書類をご提出ください。				
休所	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="279 846 525 1435"> ①里帰り出産など②以外の理由で通所しないとき </td><td data-bbox="525 846 1533 1435"> 手続は不要（休所期間は保育所等に伝えておいてください。） 最終登園日が属する月の翌月 1 日から起算して 2 か月を限度として欠席することができます。（休所期間であっても利用者負担額はかかります。） <u>里帰り休所中に 1 日だけ登園しても最終登園日はリセットされません。</u> ※例えば…最終登園日が 4 月である場合、5、6 月は休所ができますが、7 月 1 日には登園しなければ退所となります。6 月に一度登園したとしても、最終登園日は 4 月のままで、リセットはされません。 <u>※同じ理由で再度休所することはできません。</u> </td></tr> <tr> <td data-bbox="279 1435 525 1995"> ②お子さんが疾病・負傷等により一時的に通所できなくなったとき </td><td data-bbox="525 1435 1533 1995"> お子さんが疾病や負傷等により一時的に通所できなくなったときは、最終登園日が属する月の翌月 1 日から起算して 2 か月を限度として、休所することができます。 ①保育所等休所届 及び ②診断書の提出が必要となります。（欠席期間は保育所等に伝えておいてください。） 希望する場合には必ず事前に保育幼稚園課へご相談ください。 <u>※同じ理由で再度休所することはできません。</u> ※休所中に 1 日だけ登園しても最終登園日はリセットされません。 ※利用者負担額はかかりませんが、休所期間中に 1 日でも登園した場合は、1 か月分の利用者負担額がかかります。 </td></tr> </table>	①里帰り出産など②以外の理由で通所しないとき	手続は不要（休所期間は保育所等に伝えておいてください。） 最終登園日が属する月の翌月 1 日から起算して 2 か月を限度として欠席することができます。（休所期間であっても利用者負担額はかかります。） <u>里帰り休所中に 1 日だけ登園しても最終登園日はリセットされません。</u> ※例えば…最終登園日が 4 月である場合、5、6 月は休所ができますが、7 月 1 日には登園しなければ退所となります。6 月に一度登園したとしても、最終登園日は 4 月のままで、リセットはされません。 <u>※同じ理由で再度休所することはできません。</u>	②お子さんが疾病・負傷等により一時的に通所できなくなったとき	お子さんが疾病や負傷等により一時的に通所できなくなったときは、最終登園日が属する月の翌月 1 日から起算して 2 か月を限度として、休所することができます。 ①保育所等休所届 及び ②診断書の提出が必要となります。（欠席期間は保育所等に伝えておいてください。） 希望する場合には必ず事前に保育幼稚園課へご相談ください。 <u>※同じ理由で再度休所することはできません。</u> ※休所中に 1 日だけ登園しても最終登園日はリセットされません。 ※利用者負担額はかかりませんが、休所期間中に 1 日でも登園した場合は、1 か月分の利用者負担額がかかります。
①里帰り出産など②以外の理由で通所しないとき	手続は不要（休所期間は保育所等に伝えておいてください。） 最終登園日が属する月の翌月 1 日から起算して 2 か月を限度として欠席することができます。（休所期間であっても利用者負担額はかかります。） <u>里帰り休所中に 1 日だけ登園しても最終登園日はリセットされません。</u> ※例えば…最終登園日が 4 月である場合、5、6 月は休所ができますが、7 月 1 日には登園しなければ退所となります。6 月に一度登園したとしても、最終登園日は 4 月のままで、リセットはされません。 <u>※同じ理由で再度休所することはできません。</u>				
②お子さんが疾病・負傷等により一時的に通所できなくなったとき	お子さんが疾病や負傷等により一時的に通所できなくなったときは、最終登園日が属する月の翌月 1 日から起算して 2 か月を限度として、休所することができます。 ①保育所等休所届 及び ②診断書の提出が必要となります。（欠席期間は保育所等に伝えておいてください。） 希望する場合には必ず事前に保育幼稚園課へご相談ください。 <u>※同じ理由で再度休所することはできません。</u> ※休所中に 1 日だけ登園しても最終登園日はリセットされません。 ※利用者負担額はかかりませんが、休所期間中に 1 日でも登園した場合は、1 か月分の利用者負担額がかかります。				

きょうだいの育児休業 (育児に伴う休業(自営) 含む)を取得する場合 ※育児休業から復職せず に退職・転職した場合は退所となりますので ご注意ください。 ※育児休業中の保育時間 等については保育所等 とご相談ください。	外勤：育児休業 (最長で下の 子が2歳になる 年度末まで 入所継続可能)	・就労要件でお子さんが保育所等に入所している保護者が妊娠し、出産後に育児休業を取得する場合でも、手続きにより在籍している保育所等に最長で下の子が2歳になる年度末まで継続入所することが可能です。また、下のお子さんが2歳を迎えた年度末時点で既に保育所等に通っている上のお子さんが4・5歳児クラスに在籍している場合は、児童福祉等の観点から育児休業を継続・延長しても卒園まで通うことができます。卒園前に育児休業が終了した場合は復職が必要です。 ※手続きをして継続入所している場合であっても、育児休業取得中に転所申込みを行う場合は、育児休業中に保育所等の入所・転所申込みを行う場合(→ P20『育児休業中の入所の申込みについて』をご参照ください。)と同じ取扱いとなります。 ・出産後に育児休業等育児に伴う保育所等入所継続届(外勤用)を記入し、就労先からの育児休業期間が明記されている証明書を添付して、育休開始前に提出してください。 ※父母ともに育児休業を取得する場合それぞれ継続手続き書類を提出し、育児休業から復帰したら復帰後に発行された復職証明書を提出してください。
	自営：育児に伴う休業 (最長で下の 子が1歳になる 年度末まで 入所継続可能)	・就労要件(自営業)でお子さんが保育所等に入所している保護者が妊娠し、出産後に育児に伴う休業を取得する場合でも、手続きにより在籍している保育所等に最長で下の子が1歳になる年度末まで継続入所することが可能です。出産後に育児に伴う休業に係る保育所等入所継続届(自営業・内職用)を記入して、育児に伴う休業開始前にご提出ください。 ※父母ともに育児休業を取得する場合はそれぞれ提出してください。 ※育児に伴う休業から復帰したら、復帰後に記入した復職証明書を提出してください。

10. 入所できなかった場合について

利用保留となった場合でも、入所申請は、取下げの手続がない限り、申請年度中（令和8年2月入所選考まで）は有効です。その期間中は毎月選考の対象となりますので、改めて入所申込みをする必要はありません。

なお、申し込みをした月に入所できなかった場合でも、年度途中で希望保育所等に欠員が生じた場合などに入所できることがあります。内定した場合は、前月15日頃に電話連絡します。保留の場合は、申し込んだ月のみ保留通知を発送しますが、翌月以降は連絡・通知等はいりません。

次のような場合は、その後の選考に影響する場合がありますので、必ず保育幼稚園課へご相談ください。（届出内容により、確認書類の提出が必要です。）

- ① 家庭や仕事の状況などに変化があった場合（結婚、離婚、妊娠、就職、転職、退職等）
- ② 希望園を追加・変更したい場合（保育所等入所（転所）申込変更届をご提出ください）
- ③ 幼稚園入園、退職、育児休業延長、市外転出などにより、入所申込みの理由がなくなった場合（保育所等入所（転所）申込取下げ書をご提出ください。）
- ④ 子どもの（申込児童）預け先が変更となった場合（企業主導型保育所、認証保育所等）
- ⑤ 未提出書類がある場合



11. 保育の実施基準指数表

◎基本指数表

番号	種別	保護者（父母）の状況（同居の親族その他の者が保育をすることができない場合）			基本 指数	実施期間	
		細目 ※「常態」とは平常の状況をいい、突発的、臨時的な状況をいわない。					
1	就労	(1) 自営以外		週5日以上かつ日中週 40 時間以上の就労を常態	50	就労期間が 終了する月 の末日まで	
				週5日以上かつ日中週 35 時間以上の就労を常態	45		
				週5日以上かつ日中週 30 時間以上の就労を常態	40		
				週4日以上かつ日中週 32 時間以上の就労を常態	40		
				週4日以上かつ日中週 24 時間以上の就労を常態	35		
				週3日以上かつ日中週 21 時間以上の就労を常態	30		
				週3日以上かつ日中週 18 時間以上の就労を常態	25		
				週3日以上かつ日中週 12 時間以上の就労を常態	20		
				自営 （父母及 び祖父母 等親族が 経営者等 含む）			(2) 中心者
		(3) 中心者 以外	週5日以上かつ日中週 40 時間以上の就労を常態				48
			週5日以上かつ日中週 35 時間以上の就労を常態				43
			週5日以上かつ日中週 30 時間以上の就労を常態				38
			週4日以上かつ日中週 32 時間以上の就労を常態	38			
週4日以上かつ日中週 24 時間以上の就労を常態	33						
週3日以上かつ日中週 21 時間以上の就労を常態	28						
週3日以上かつ日中週 18 時間以上の就労を常態	23						
週3日以上かつ日中週 12 時間以上の就労を常態	18						
(4) 内職		保育所等の開所時間帯に週 12 時間以上の就労を常態	18				
2	出産	出産前後の休養のため保育をすることができない場合 （出産予定月をはさんで前後各2か月以内）			35	5か月以内	
3	疾病等	疾病	入院 1 か月以上	50	入院・療養を 要しなくなる 月の末日まで		
			居宅内 療養	常時病臥		50	
				精神性		40	
				安静を要する状態		30	
				通院加療（週3日以上）を要する状態		20	
		障害	身体障害者手帳 1・2 級（聴覚障害者の場合は3級以上）、精神障害者保健福祉手帳 3 級以上、愛の手帳のいずれかを所持		50	左記の実施基準 に該当しなくな る月の末日まで	
			身体障害者手帳 3 級（聴覚障害者の場合は4級以下）を所持		30		
			身体障害者手帳 4 級以下を所持		20		
4	介護	介護	施設等 付添	週5日以上かつ日中週 30 時間以上の付添い	50	介護を要しな くなる月の末 日まで	
				週5日以上かつ日中週 20 時間以上の付添い	45		
				週4日以上かつ日中週 24 時間以上の付添い	40		
				週4日以上かつ日中週 16 時間以上の付添い	35		
				週3日以上かつ日中週 18 時間以上の付添い	30		
				週3日以上かつ日中週 12 時間以上の付添い	25		
		自宅 介護	重度障害者等の全介護		50		
			常時観察と介護（食事・排泄・入浴の介護）を必要とする場合（全介護を除く）		40		
			上記以外の場合		20		
5	災害	病院、施設等への送迎		15			
		災害等による家屋の損傷、その他の災害復旧のため保育をすることができない場合		50			
5	災害	災害等による家屋の損傷、その他の災害復旧のため保育をすることができない場合			50	6か月以内	
6	求職	就労内定（自営以外）	就労（1）自営以外に同じ		50～20	1 か月以内	
		開業予定		17			
		日中求職活動中		15			
7	就学	国・都・市区町村設置の職業訓練施設若しくはこれに準ずる技能施設、又は学校教育法に定める学校等に通学するため、日中の外出を常態としている場合			35	左記の実施基準 に該当しなくな る月の末日まで	
		上記以外で、就職・事業開始に必要な学校に通学するため、保育をすることができない場合			25		
		就職・事業開始に必要な通信教育を受けるため、保育をすることができない場合			18		
8	不存在	死亡、離別、行方不明、拘禁等			50		
9	特例	児童の安全のために適切な保育が必要であると市長が認める特別の事情があるとき			別に定める		

◎調整指数表

(1) 保護者それぞれにかかわるもの

番号	条 件	調整指数
1	入所希望月の初日の時点において就労実績が1年以上の場合（前就労先の退職日と現就労先の就労開始日との間が1か月以内であれば、就労期間が継続しているものとみなす。）	+3
2	就労内定（自営以外）の場合（申込締切日の時点で勤務を開始していない場合）	-3
3	保護者が入院1か月以上、又は居宅内療養で常時病臥若しくは、保護者が身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度、精神障害者保健福祉手帳1～3級、それと同等の障害があると認められる心身障害者のいずれかに該当する場合、又は特定医療費（指定難病）受給者証、マル都医療券のいずれかが交付されている場合	+5
4	保護者が身体障害者手帳3級、愛の手帳4度を所持している場合、又はそれと同程度の障害が認められる心身障害者である場合	+2
5	保護者が精神障害者保健福祉手帳3級までいかない程度の精神性療養、又は常時病臥までとはいかないが安静（軽労働も不可）を要する状態の場合	+2
6	各保護者の基本指数は、その主たる種別を一つ選択して選考するが、該当する種別が複数あり、かつ主たる種別を特定できない場合には、点数が高いほうの種別を適用し、その点数に5点を加える。この場合において、基本指数の上限は50点とする。	+5
7	保育士・幼稚園教諭の免許を有する者であって、市内の認可保育所、地域型保育事業、認証保育所若しくは認可外保育施設（内閣府又は都知事に届け出ている施設に限る。）において保育に従事している、又は従事することが決まっている者が入所（転所を除く。）の申込みをする場合	+6
8	保育士・幼稚園教諭の免許を有する者であって、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、認証保育所若しくは認可外保育施設（内閣府又は都道府県知事に届け出ている施設に限る。）において保育に従事している、又は従事することが決まっている者が入所（転所を除く。）の申込みをする場合	+4

(2) 申込世帯にかかわるもの

番号	条 件	調整指数
9	生活保護世帯	+20
10	父母ともに求職中の世帯	+10
11	就労できる者が1人しかいない世帯であり、かつその者が3か月以内に解雇・倒産等により失業し、早急に就労を要する場合（離職票等を提出した場合に限る。）	+5
12	ひとり親又は父母不存在の世帯	+30
13	同一世帯内に、障害支援区分1～6に該当又は要介護認定を受けた世帯員（申込児及び申込児のきょうだい並びに保護者を除く。）がいる場合	+2
14	同居の親族その他の者（20歳以上65歳未満）が不就労の場合（疾病・在学等で保育をすることができない場合を除く。）	-5
15	正当な理由がなく入所希望月の6か月前の時点において利用者負担額の滞納がある場合	-10
16	育児休業延長希望の世帯（ひとり親世帯を除く。）	-15

(3) 申込児童にかかわるもの

番号	条 件	調整指数
17	育休取得により一時退所し（令和4年3月末までに退所した場合に限る。）、育休明けに再入所を希望する申込児	+20
18	障害児枠での入所を希望する場合	+30
19	申込児に障害のあるきょうだいがいる場合	+30
20	入所希望児童が多胎児の場合	+2
21	4月1日時点において18歳以下の子どもが3人以上いる世帯（第一希望園のみ加算）	+1
22	前年度に入所を希望して申込みを行ったが前年度中に入所できず、翌年度以降も継続して申込みを行っている児童（転所申込者及び申込締切日の時点で保護者が育休中である者は含まない。）	+1
23	前年度4月1日の時点で生後57日に達しなかったため、前年度4月1日入所選考の対象にならなかった場合	+1
24	市内の地域型保育事業（連携施設のない場合に限る。）を卒園し、引き続き市内認可保育所の入所申込みを行う場合	+20
25	同時に申し込むきょうだいと同じ園を第一希望とする場合、又は既に入所しているきょうだいと同じ園を第一希望とする場合（第一希望園のみ加算）	+5
26	認証保育所又は認可外保育施設（内閣府又は都道府県知事に届け出ている施設に限る。）に有償で通所しているのを常態としている場合（認可保育所の一時保育等を含む。申込締切日の時点で産休中又は育休中である者は含まない。）	+3

◎優先順位

優先順位	条 件
第一段階	保育の実施基準指数の高い者 ※保育の実施基準指数＝各保護者の基本指数の和＋調整指数
第二段階	新規申込みか転所申込みか（新規優先）
第三段階	基本指数の和の高い児童
第四段階	待機年数（年度）の長い児童 ※取り下げ及び内定辞退をした場合は、待機年数はいったん0になる
第五段階	世帯の利用者負担滞納月数の少ない児童
第六段階	きょうだい数（小学校3年生以下）が多い児童
第七段階	世帯の前年度市区町村民税額（父母合算額）の低い児童

【基本指数表 備考】

- (1) 保護者のそれぞれについて、本表により基本指数を求め、調整指数と合算して申込児童の保育の実施基準指数とする。
- (2) 1日の就労時間には、休憩時間を含める。
- (3) 自営中心者とは、①経営者（登記簿謄本・個人事業主の開廃業等届出書・営業許可証等で経営者・事業主であることが確認できる者）、②経営者以外（専従者を含む）で法人組織等に属し、就労時間に対して妥当な給与等（最低賃金以上）を支給されている者をいう。
- (4) 「自営中心者以外」とは、自営協力者等、上記「自営中心者」に当てはまらない者をいう。
- (5) 「内職」とは、自宅等で出来高払いの仕事に従事している者をいう。
- (6) 開業予定とは、最低週3日以上かつ週12時間以上の就労を常態とすることが予定されている場合に適用する（内職は除く。）。
- (7) 自営の場合は、出産前より就労を開始しており、申込時は育児に伴った休業（調整指数表備考（8）参照）中だが、保育所等入所月の翌月1日までに就労を再開する場合は、就労として適用する（最長で下の子が1歳を迎えた年度末まで。）。
- (8) 複数の種別に該当する場合には、主たる種別を一つ選択して選考する。

【調整指数表 備考】

- (1) 申込締切日とは、4月入所においては不足書類の提出及び希望保育所等の変更締切日をいう。
- (2) 番号2の就労内定とは、申込時点における実際の就労状況（勤務日数及び時間等）が提出書類に記載された就労状況より下回っており、入所後に提出書類の内容と同じ就労状況に変更する予定の場合も同様の取扱いとする。
- (3) 番号7について、市内に認定こども園が開園した場合は同様に扱う。
- (4) 番号7と8の両方に該当する場合、番号7のみ適用する。
- (5) 番号9と10の両方に該当する場合、番号9のみ適用する。
- (6) 番号16に該当する場合、その他の調整指数は該当するものがあっても算定に含めない。
- (7) 番号17の一時退所とは、認可保育所、認定こども園（保育認定部分）、地域型保育事業の場合に適用する。
- (8) 番号17・22・26について、自営の場合は「育休」を「育児に伴った休業」と読み替える。育児に伴った休業とは、自営業で出産前より就労を開始している保護者が、育児休業制度ではないが、産後56日経過後に続けて育児のために休業する場合をいう（※育児に伴った休業として認める期間は、最長で下の子が1歳を迎えた年度末までとする。）。
- (9) 番号22について、前年度の申込みにおいて、保護者の保育の必要性を証明する書類を提出しなかった場合は、「入所を希望して申込みを行った」ことが確認できないため対象外とする。

- (10) 番号 24 について、連携施設がない場合であっても、卒園時に事前選考が行われた場合は対象外とする。
- (11) 番号 25「同時に申し込むきょうだいと同じ園を第一希望とする場合」は、保育所等入所申込書（新規・転所）内にある「2人以上のきょうだいの入所申込みの場合」において、「1. 申込児童全員が同時に同じ保育所等に入所できる場合のみ入所する。」又は「2. 別々の保育所等であっても、申込児童全員が同時に入所できる場合のみ入所する。」を選択している場合に適用する。
- (12) 番号 26 の常態としている場合とは、入所希望月の前月を含めて連続して2か月以上の期間中、最低週3日以上かつ日中週 12 時間以上預けている場合をいう（4月入所希望の場合は申込締切日時点で預けている場合が対象）。

【優先順位 備考】

- (1) 第二段階の転所とは、入所希望月において認可保育所（市内・市外を問わず）の在籍枠が確保されている児童が別の園に転園するために申込みをした場合をいう。
- (2) 第四段階の待機年数とは、入所を希望し申込みを行ったが、入所することができなかった期間をいう。複数の年度にわたって申込みをしている場合、継続して申込み（保護者の保育の必要性を証明する書類が未提出である場合は含まない。）を行っている場合は加算される。

12. よくあるご質問

◆【施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定】について

Q1	支給認定証に有効期限はありますか？
A1	保育の必要性の認定の有効期限は、3年間（3号認定は満3歳の誕生日の2日前まで、2号認定は小学校就学まで）を基本としつつ、保育の必要性の認定を受ける事由に該当しなくなった場合はその時点までとなります。

Q2	共働きをしており、保育所に入れなかったら幼稚園（新制度移行済幼稚園）に入りたいと思っていますが手続はどのように行えばいいですか？
A2	保育所にかかる手続はこの入所案内に従ってください。幼稚園については、希望する幼稚園の案内に従って直接入園手続を行っていただくとともに、幼稚園を通じて市に「教育・保育給付認定（1号認定）」を申請していただく必要があります。また預かり保育等を利用する場合、無償化の対象となるためには「子育てのための施設等利用給付認定（第2号・第3号）」を受ける必要があります。

Q3	来月で子どもが満3歳になるのですが、認定変更の手続を行う必要はありますか？
A3	市が変更の手続を行うので、保護者が改めて手続をする必要はありません。

Q4	転職し、勤務時間が延びてフルタイムの勤務となりました。現在、保育短時間の認定を受けています。改めて認定申請書を提出する必要はありますか？
A4	保育標準時間への変更を希望される場合には申請が必要です。また転職を含め退職をした際には「退職にかかわる保育所等入所継続届」の提出が必要です。「転職先の就労証明書」と合わせてご提出ください。認定が変わる場合は、新たに認定証を交付します。詳しくはP25『退職する場合（転職含む）』をご参照ください。

◆【入所要件】について

Q5	「保育を必要とする事由」は、保護者のどちらかが該当していれば良いのですか？
A5	保護者（父母）のいずれもが該当していなければなりません。また、同一敷地内に居住している20歳以上64歳以下の親族がいらっしゃる場合で、保育を必要とする事由に該当しないときは、指数を減点して選考します（P31『調整指数表』14番）。詳しくはP14をご覧ください。

Q6	「就労」事由で申込みを行うため、現在週2日で1日3時間のパートを探しています。「就労」として基本指数の算定はされますか？
A6	されません。最低「週3日以上かつ労働時間が週の合計で12時間以上」を満たさなければ「就労」ではなく「求職活動中」となります。また、最低基準をクリアしても算定される点数は、週の勤務日数や勤務時間の長短で異なります。詳しくはP30『基本指数表』をご参照ください。

Q7	私は市外在住で、1歳の子の保育所を探しています。国分寺市の認可保育所に入りたいのですがどうすれば良いですか？
A7	市外在住で国分寺市に転入する予定がない場合は、0歳・1歳・2歳児クラスのお子さまの申込みは受付できません。また「保育所が決まれば転入する」等、転入が確定していない場合も受付できません。入所希望月の1日までに転入することが確定しており、そのことを証明できる書類（住居の売買契約書や賃貸借契約書等）と転入誓約書を添えてお申込みいただいた場合のみ、申込みを受け付けます（この場合、市外にお住まいの方も国分寺市民と同等に選考します）。なお「入所希望月の1日（土日・祝日の場合は翌開庁日）までに国分寺市への転入手続と保育幼稚園課での手続をする」ことが条件となります。詳しくはP12「5. 市外からの申込み、市外への申込みについて」をご覧ください。

Q8	出生前の子どもの申込みはできますか？
A8	<u>4月入所希望（一次選考のみ）の場合に限り、出生前の申込みを受け付けます。</u> 詳しくはP9をご覧ください。5月～2月入所希望の場合は出生前の申込みは受け付けていませんので、お子さんが生まれてから、入所を希望する月の受付期間に申込みをしてください。

◆【申込書類の書き方と提出】について

Q9	希望する保育所は、多く書いた方が良いですか？
A9	多く書けば、その分いずれかの園に内定する可能性は上がりますが、希望園の数自体は指数に影響ありません。毎日お子さんと通うこととなりますので、通える範囲内で慎重に選んでください。また、事前に希望園を見学することをお勧めします。

Q10	申込締切日に間に合えば大丈夫ですか？申込みが早い人が優先ですか？
A10	大丈夫です。毎月の締切日までに提出された書類がすべて選考に反映され、提出が早かったから優先されるということはありません。ただし、4月の申込みは午後5時、5月から2月の申込みは正午で締切となりますのでお気を付けください。

Q11	4月の選考には二次選考がありますが、一次選考で保留となってしまった場合に、二次選考に改めて申込みは必要ですか？
A11	一次選考に申込みをされた方は不要です。申込みは年度内有効となりますので、年度内に希望の保育所等に欠員が生じた場合、入所選考の対象になります。

Q12	きょうだいがいいます。同じ保育所に預けられれば良いのですが、仕事もありとにかくどちらかだけでも預けたいです。選考の結果1人しか内定が出なかった場合、もう1人についてはどうすれば良いのでしょうか？
A12	「保育所等入所申込書」に「◆2人以上のきょうだいと同時に入所申込みを行う場合」の欄がありますので、申込時に保護者の方ご自身で判断いただくことになります。どちらかだけでも預けたいのであれば「 3. 入所できるのが申込児童全員でない場合も入所する。 」をお選びください。このとき、例えば上のお子さんだけに内定が出た場合、『求職活動（就労内定あり）』で入所申込みをされた方は入所月の翌月1日までに就労を開始、育休（育児に伴う休業含む）中の方は入所月の翌月1日までに復職していただく必要があります。下のお子さんについては認証保育所をご利用になる等の方法があります。

Q13	《市外からの申込み（令和7年4月入所希望の場合）》 国分寺市にこれから転入する予定です。保育所等の申込みをしたいと考えていますが、手続きはどのように行えばよいですか？
A13	令和7年4月1日までに国分寺市に転入してくる予定の方は、住民票のある自治体を通じてではなく、直接国分寺市へ申込みを行うことができます。一次選考の締切は令和6年12月27日（金）必着です。間に合うように余裕を持ってお申込みください。必要書類や注意事項等についてはP12「5.市外からの申込み、市外への申込について」をご覧ください。また下記期間に転入される方は国分寺市民として申込みすることも可能です。 【令和6年10月31日（木）までに転入してくる方】 国分寺市で転入手続後、国分寺市民として申込みをすることも可能です。その場合、「転入誓約書」や「入所希望月の1日までに、確実に国分寺市内に転入する予定であることを証明する書類」の提出は必要ありません。ただし、締切は市民の方と同様に令和6年10月31日（木）となりますのでご注意ください。 【令和6年11月1日（金）～令和6年12月27日（金）までに転入してくる方】 国分寺市で転入手続後、国分寺市民として申込みをすることも可能です。その場合、「転入誓約書」や「入所希望月の1日までに、確実に国分寺市内に転入する予定であることを証明する書類」の提出は必要ありません。締切日は令和6年12月27日（金）となります。

Q14	《市外からの申込み（5月から2月に入所希望の場合）》 国分寺市にこれから転入を予定しています。保育所等の申込みをしたいと考えていますが、手続はどのように行えばよいですか？
A14	国分寺市に転入してくる予定の方は、住民票のある自治体を通じてではなく、直接国分寺市に申込みを行うことができます。締切日は P11 の各月の申込締切日必着です。余裕を持って申込みいただくと、不足書類等への対応時間を確保することができます。必要書類等については P12「5.市外からの申込み、市外への申込について」をご覧ください。 また、申込締切日までに国分寺市の市民課で転入手続完了後、国分寺市民として申込みが可能です。その場合、「転入誓約書」や「入所希望月の1日までに、確実に国分寺市内に転入する予定であることを証明する書類」の提出は必要ありません。

◆【選考】について

Q15	選考の際、その保育所等を第一希望で書いたお子さんが優先されますか？
A15	されません。その保育所等を希望として出されているすべての方を対象に選考を行い、その順位は指数及び優先順位で決定されます。指数と優先順位については P30・31 をご参照ください。

Q16	申込書類に「入所嘆願書」などを添付すれば入りやすくなると聞きましたが、本当ですか？
A16	「嘆願書」「陳情書」などの書類を添付されても、それに対し個別に加点するなどの措置は行っていません。申込書類一式で指数を付け、指数及び優先順位で判断します。指数と優先順位については P30・31 をご参照ください。

Q17	私はパートで働いていますが、雇用形態が違う正社員の方と比べて不利になるのでしょうか？また指数の算出はどのようにされるのでしょうか？
A17	不利にはなりません。「どれだけ保育を必要としているか」で指数は算出されるので、雇用形態の違いで有利・不利となることはありません。就労証明書等に記入いただいた勤務日数・時間をもとに算定します。<u>ただし、雇用契約上の勤務日数・時間と実績が異なる場合は、実績にもとづいて指数を算出します。</u>

Q18	「就労」要件で入所申込みをしましたが、その後入所前に転職することにしました。前の勤務先とは勤務日数や時間が変わりませんので問題はないでしょうか？
A18	選考においては、申込時に提出された就労証明書等の勤務日数・勤務時間を元に指数を算出します。転職後の勤務条件が提出された就労証明書等の内容より下回ってしまうと指数が下がるため内定取消し、入所後に判明した場合は退所となります。しかし、転職後の勤務条件が提出書類と同等以上の場合には指数が下がらないため問題ありません。申込締切日までに現在在籍している勤務先の就労証明書等を提出していただき、転職後に離職票の写しと新しい勤務先の就労証明書（就労開始後に証明されたもの）等をご提出ください。また、1年以上就労している加点（P31 調整指数表」1番）がついて選考されている方は、現在の勤務先の退職日から転職先での勤務開始日までが1か月以上ある場合には指数が下がってしまうので内定取消し、又は退所となりますのでご注意ください。

Q19	派遣社員として働いています。申込後に派遣先が変わる可能性があります、前の派遣先と勤務日数や勤務時間が変わっても問題はないでしょうか？
A19	派遣先が変わることで問題はありませんが、育児短時間制度を利用する場合を除き勤務日数や勤務時間を短くすることは選考の公平性が保てなくなるため原則として認められません。申込締切日までに勤務日数や勤務時間が短くなった「就労証明書」を提出していただければ、その内容で再度指数を算出します。提出がなく、内定後から入所までの間に勤務日数や勤務時間が短くなったことが判明した場合は内定取消し、入所後に判明した場合は退所となります。就労証明書等に記載された内容で確実に勤務できるよう、派遣元と事前にご相談ください。

◆【保育所入所後】について

Q20	毎月の利用者負担額（保育費）の支払いが厳しいです。減免してもうらうことはできませんか？
A20	減免を受けるには、要件を満たしていなければなりません。また、要件を満たしても必ず減免になるとは限りません。詳しくは保育幼稚園課までお問合せください。

Q21	子どもの持病のため、日中も与薬が必要です。保育所でもやってもらえるのでしょうか？
A21	原則として、保育所では与薬は行いません。やむをえない場合、保育所が対応可能な場合に与薬できる可能性もあります。詳しくは P18 をご確認ください。入所保育所とご相談ください。

Q22	仕事の都合上、18 時のお迎えに行けそうにありません。どうすれば良いでしょうか？
A22	各保育所等で「延長保育」を行っています。保育所等によって時間や内容が異なりますので、各保育所等にお問い合わせのうえ、ご利用の手続きをしてください。

Q23	保育所に『就労』要件で入所していますが、勤務時間を減らしたいです。問題はないでしょうか？
A23	お子さんが「就労」要件で保育所に入所している場合、選考においては「 <u>申込時に提出された就労証明書等の条件で入所後も就労する</u> 」ものとして保育の必要量に応じて指数が算出されるため、 <u>申込時に提出された勤務条件を減らすことは原則として認められません</u> 。転職する場合であっても申込時の勤務日数や勤務時間を保ったまま就労をしてください。ただし、他の要件（疾病・障害になった、介護をすることになった等）の理由で就労条件等が変わる場合は、事前に保育幼稚園課までご相談ください。

Q24	以前出していた転所の希望を取下げようと思っていましたが、手続きを忘れてしまいました。今回その保育所に内定が出ましたが、今の保育所に慣れてきたので転所を辞退することはできますか？
A24	転所の内定が出ると同時に、現在入所中の保育所等には別のお子さんが内定するため、 <u>理由の如何を問わず元の保育所等に通い続けることはできません</u> （内定するお子さんがいない場合や定員に空きがある場合であっても、選考の公平性を欠くことになるため同様の取扱いとなります）。内定を辞退する場合、翌月からどの保育所等にも通えなくなってしまいますので、転所申込みは慎重に行ってください。また、転所の意思がなくなったときは速やかに届け出てください。転所申込みについて、詳しくは P26 ご覧ください。

Q25	第2子以降の里帰り出産に同行するため保育所を欠席したいのですが、いつまで欠席できますか？また必要な手続きはありますか？
A25	最終登園日の属する月の翌月の1日から起算し、2か月を限度としてとして欠席することができます。ただし、保育所に通所していなくても利用者負担額はかかります。保育幼稚園課での手続きは必要ありませんが、保育所には事前に連絡をしておいてください。休所について、詳しくは P27 をご覧ください。

◆【待機】について

Q26	入所・転所申込みをしたが内定が出なかった場合、翌月以降の選考のために毎月申込みをしなければならないのでしょうか？
A26	一度申込みをすれば令和7年度中（令和8年2月入所選考まで）は有効ですので、毎月の申込みは不要です。もし入所の希望がなくなったときは、速やかに届け出てください。

◆【育児休業】について

Q27	《入所時点で妊娠が判明している方》 上の子の入所・転所申込みをしたいのですが、現在妊娠中です。これから生まれてくる子の育児休業（※育児に伴う休業（自営業）含む。以下同じ。）を産前産後休業後に継続して取得することはできるのでしょうか？
A27	<u>育児休業を取得したまま保育所等に継続して通うことはできません。</u> 育児休業中は保育を必要としておりませんので、上のお子さんが入所したら入所翌月の1日までに復職（自営の方は就労再開）する必要があります。入所時点で既に産前産後休業に入っている場合には、入所翌月1日までに復職することができず「就労」要件を満たさない為、入所承諾期間は「出産」要件と同様（出産予定月をはさんで前後各2か月の計5か月）となり、その期間後に他の要件で延長することはできません。 保護者の方が育児休業を取得する場合は在籍している保育所等に連絡し、育休中の保育時間については保育所等とご相談ください。 外勤の方 復職後に妊娠中のお子さんの産前産後休業を取得する場合には、最長で下のお子さんが2歳を迎えた年度末まで育児休業を取得しながら保育所に継続して通うことができます。また、下のお子さんが2歳を迎えた年度末の時点において、既に保育所等に通っている上のお子さんが4歳・5歳児クラスに在籍している場合は、児童福祉等の観点から育児休業を継続・延長しても卒園まで通うことができます。<u>卒園前に育児休業が終了した場合は復職が必要です。</u>産後休業中（育児休業期間確定後）に「育児休業等育児に伴う保育所等入所継続届（外勤用）」と勤務先発行の「育児休業証明書」又は「育児休業期間が明記されている就労証明書」を保育幼稚園課までご提出ください。 <u>※育児休業から復職せずに退職した場合は退所となりますのでご注意ください。</u> 自営の方 最長で生まれたお子さんが1歳を迎えた年度末まで育児に伴う休業を取得しながら上のお子さんを継続して保育所等に通わせることができます。ご出産後に「育児に伴う休業に係る保育所等入所継続届（自営業・内職用）」を保育幼稚園課までご提出ください。

Q28	現在育児休業中なのですが、保育所等入所・転所の申込みはできますか？
A28	育児休業中の方は、保育所等の入所要件にはあたりませんが、「保育所等入所申込調査書」内で、「育児休業を切り上げて入所月の翌月1日までに復職（自営業の方は就労再開）すること」を誓約いただいた方は就労を要件として申込むことが可能です。外勤・自営業の方ともに、復職後に会社から発行された（自営業の方はご自分で記入した）「復職証明書」を、保育幼稚園課までご提出ください。下の子についての育児休業中に上の子の保育所等入所・転所申込みをする場合も同様です。

◆【利用決定期間満了後も引き続き保育所等に通いたい場合】について

Q29	「求職（就労内定・開業予定）」要件で保育所に入所しましたが、決定期間満了後も引き続き保育所に通い続けたい場合、どのような手続きが必要ですか？
A29	「求職」要件で保育所等の申込みをした場合、利用決定期間が1か月です。その後も引き続き保育所等に通うためには、利用決定期間満了前までに就労を開始し「就労証明書」を提出してください。

Q30	「出産」要件で保育所に入所しました。利用決定期間満了後も引き続き保育所等に通い続けたい場合、どのような手続きが必要ですか？
A30	「出産」要件で保育所等の申込みをした場合、利用決定期間は5か月（出産予定月をはさんで前後各2か月）です。この満了期間終了後は、「出産」以外の要件を満たしたとしても利用決定期間を延長することはできませんので退所となります。その後も引き続き保育所等に通うためには、再度入所申込みをする必要があります。P11に記載されている各月の申込締切日までにお申込みください（例えば利用決定期間が令和7年8月末日までの場合で9月以降も保育所等に通いたいときは、8月12日（火）正午までに再申込みをする必要があります）。なお、再申込みの際には他の方と同様の選考になりますので、選考の結果によっては引き続き通うことができない場合があります。

◆【スクールゾーン】について

Q31	駐車場のある保育所に車で通うつもりなのですが、保育所の近くにスクールゾーンがある場合はどうしたらよいですか？必要な手続きはありますか？
A31	車でスクールゾーンを通るためには、小金井警察署で手続きをする必要があります。手続きに必要なものなど、詳しくは小金井警察へお問合せください。

13. 利用者負担額（保育費）等について

（１）利用者負担額（保育費）の決定

保育所等は国・都・市の負担金と保護者の支払う利用者負担額（保育費）によって運営しています。利用者負担額（保育費）は、世帯の市（区町村）民税所得割額（所得割額が課税されていない場合は均等割額）を基礎にお子さんの年齢や保育の必要量（保育標準時間又は保育短時間（※））によって決まります。（→P48『利用者負担額徴収基準額表』）

毎月１日に保育所等に在籍している場合、その月分の保育費を納めていただきます。なお、令和元年１０月から改正された「子ども・子育て支援法」により、３歳児クラスから５歳児クラスまでのお子さん（０歳児クラスから２歳児クラスの住民税非課税世帯を含む）の保育費は無償となりました。

- 保育費は月額制のため、利用日数にかかわらずその月分の保育費を納めていただきます。
- 父母が非課税の場合で、祖父母が同一世帯である場合は、同居の祖父母等の市民税を含めて保育費を算定します。
- 保育費算定にあたっては、住宅借入金控除、配当控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除、外国税額控除、寄付金控除の税額控除前の額を算定基準とします。

（※）保育短時間の保育費は「利用者負担額徴収基準表」の保育標準時間の額に **100分の98.3** を乗じた額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）となります。

算定方法

保育費は、毎年４月と９月の２回決定します（９月に切り替わります）。

令和６年度	令和７年度		令和８年度
９月分～翌３月分	４月分～８月分	９月分～翌３月分	４月分～８月分
令和６年度の市（区町村）民税 所得割課税額		令和７年度の市（区町村）民税 所得割課税額	

※市町村民税の賦課決定時が６月となり、直近の所得の状況を反映する観点から、利用者負担額の切り替え時期は９月となっています。

※また平成２２年度税制改正において廃止された年少扶養控除は、３人目以上のお子さんについてのみ控除があるものとして、再計算した金額で保育費を決定いたします。

以下に該当する方は、保育費が変更になる可能性がありますので、必ず保育幼稚園課までご連絡ください。

- ①結婚・離婚をした
- ②ひとり親の方で、祖父母と同居（別居）になった
- ③生活保護を受ける（受けない）ことになった
- ④修正申告をした
- ⑥同居親族の中に障害者手帳を発行された方がいる

認定こども園及び地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業等）の保育費についても市が決定しますが、納入先は各施設となります。

利用する施設	納入先	金額
認可保育所 （公立保育所・私立保育所）	国分寺市に納入 （※１）（※２）	納付額＝①＋②＋③ ①市の決定額 ②特定負担額 ③実費徴収額（※３）
認定こども園 地域型保育事業	施設に納入	

※１ 国分寺市外在住の方の保育費は、住民登録のある市区町村が決定する額となります。

※２ 公立保育所の場合、保育費の決定は住民登録のある市区町村が行いますが、納入先は保育所所在地の市区町村となります。市外の公立保育所を利用している方は、国分寺市が決定した保育費を保育所所在地の市区町村へ納入してください。

※３ 市が決定する保育費のほか、施設により特定負担額・実費徴収額が必要となる場合があります。金額は施設により異なりますので、詳細は施設にお問合せください。

（２）副食費の取扱いについて

令和元年 10 月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、3～5 歳児クラスのお子さんの保育費は無償化されましたが、副食費は引き続き保護者の皆様にご負担いただきます。なお、0～2 歳児クラスのお子さん（住民税非課税世帯を除く）の副食費につきましては保育費に含まれていますので市で徴収します（別途支払う必要はありません）。

施設の種類	支払先	支払方法
こくぶんじ保育園（公立）	国分寺市	口座振替または納付書
私立保育園	各施設	各施設へお問い合わせください

※副食費の免除対象となるお子さんについては、利用者負担額の決定通知時に通知します。

（３）利用者負担額（保育費）の決定に必要な書類

令和 7 年 1 月 1 日現在、国分寺市に住民登録がなかった方は、令和 7 年度の市町村民税に関する書類をご提出ください。

必要書類	備考	提出締切
令和 7 年 1 月 1 日に国分寺市外に住民登録があった方	令和 6 年度住民税（非）課税証明書 ※父母それぞれ必要です。	【令和 7 年 4 月～7 月までに入所している方】 →令和 7 年 7 月 31 日まで 【令和 7 年 8 月以降に入所決定した方】 →入所月の前月末まで
令和 7 年 1 月 1 日に海外に住んでいた方	①年間収入申告書（父母それぞれ保護者が記入） ②令和 6 年分（令和 6 年 1 月 1 日～12 月 31 日）の円建ての収入がわかる書類（収入があった方のみ） ※収入がない場合は①の年間収入申告書のみ提出してください。	

※「住民税特別徴収額通知書」や「住民税納税通知書」では対応できませんので、ご了承ください。

（４）納期限について

納期限は原則その月の月末（土日・祝日に当たる場合は翌営業日）となります。必ず期限内に納めてください（年末年始の関係で、12月には納期限が早まりますのでご注意ください）。

（５）利用者負担額（保育費）の納入方法

保育費の納入は、原則、口座振替でのお支払いとなります。口座振替依頼書は市内認可保育所及び保育幼稚園課にありますので、ご記入の上ご指定の金融機関へ提出してください（保育幼稚園課ではありません）。口座振替日は納期限と同じく原則その月の月末ですので、残高不足とならないよう、口座振替日の前日までにご準備ください。

なお、金融機関へ口座振替依頼書を提出された後、実際に口座振替が開始されるまで、時期にもよりますが1か月～1か月半程度時間がかかることがあります。口座振替開始通知書が送付されるまでは、別途送付する納入通知書を金融機関窓口へお持ちいただき、保育費をお支払いください（コンビニでは使用できません）。また口座振替ができない理由のある方は、保育幼稚園課までご相談ください。

※転所する方で、転所後も同じ口座での口座振替を希望する場合は、口座振替依頼書の再提出は不要です。

（６）利用者負担額（保育費）の減免について

保護者が下記①～⑤の要件に該当する場合には、保育費が減免になることがあります。減免を希望する場合には、『利用者負担額及び延長保育料徴収猶予・減免申請書』に必要な添付書類を添えて保育幼稚園課に申請してください（必要な添付書類については事前にご相談ください）。

なお、減免が認められた場合、原則として申請日の翌月分から減免となります。

- ① 生活保護法による保護を受けたとき。
- ② 地方税法第323条の規定により、当該申請した年度の市町村民税を免除されたとき。
- ③ 地方税法第15条の規定により、当該申請した年度の市町村民税の徴収を猶予されたとき。
- ④ 災害、盗難等により、住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けたとき
- ⑤ 前年度の稼働者が失業若しくは死亡した場合又は離婚等により世帯を分離したとき。

（７）要保護世帯等及び多子世帯への利用者負担額（保育費）の軽減

要保護世帯や多子世帯の経済的負担の軽減を図るため、０～２歳児クラス（住民税非課税世帯を除く）で次の要件に該当する世帯につきましては、利用者負担額（保育費）が軽減されます。

①要保護世帯等に係る負担軽減

ひとり親世帯や在宅障害者のいる世帯等について、市（区町村）民税所得割合算額が 77,101 円未満（年収 360 万円未満相当）の世帯の場合、保育費を第 1 子は半額とし、第 2 子以降を無料とします。軽減措置の適用については市（区町村）民税所得割合算額をもとに算定するため、年度途中で市（区町村）民税所得割合算額に変更があった場合、軽減措置に該当しなくなることがあります。

【軽減措置の適用算定の時期】

令和 7 年度	令和 7 年度
4 月～8 月分	9 月～翌年 3 月分
令和 6 年度の市（町村民）税額で算定	令和 7 年度の市（町村民）税額で算定
（税額通知は令和 6 年 6 月ごろ）	（税額通知は令和 7 年 6 月ごろ）

②多子世帯に係る負担軽減

令和元年 9 月までは国の制度により、世帯の市町村民税所得割合算額が 57,700 円未満（年収約 360 万円未満相当）の世帯では、同一世帯にいる第 1 子の年齢にかかわらず、第 2 子の保育費を半額、第 3 子以降の保育費を無料としてきました。

これに加え、令和元年 10 月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、すべての世帯が子どもを安心して産み育てられる環境を整備することを目的として始まった東京都独自の補助事業を国分寺市でも活用し、上記以外の世帯も第 1 子の年齢にかかわらず、第 2 子の保育費を半額、第 3 子以降の保育費を無料としてきましたが（副食費は免除となりません。）、さらに、令和 5 年 10 月からは、第 2 子以降の保育費も無料となりました。

なお、①・②のいずれの場合でも、第 1 子とは同居の有無にかかわらず、生計を一にしているお子さん（※）であれば対象人数に含まれます。

（※）生計を一にするとは、必ずしも同居をしていることが必須ではなく、例えば寮で暮らす高校生や浪人生、成人に達したお子さんが修学・療養等の都合上別居している場合であっても、常に生活費や学資金、療養費等の送金が行われている場合には対象となります。

【令和5年 10月以降の多子負担軽減事業のイメージ】

	第3子以降		第2子	
	第1子が就学前	第1子が小学生以上	第1子が就学前	第1子が小学生以上
国の制度	無償化	保護者負担 1/2	保護者負担 1/2	全額保護者負担
都の制度	無償化			

《下記に該当する場合は、保育幼稚園課までお問合せください》

- ① 令和7年度途中に世帯状況が変わり、要保護世帯等に該当となった場合
- ② 生計を一にする別居の子どもがいる場合
- ③ 令和7年度途中に子どもが別居したが、引き続き生計を一にする場合

なお、②と③の場合、『扶養対象者申告書』と『扶養していることが確認できる書類(※)』の提出が必要となります。

(※) 提出書類例：健康保険証の写し・源泉徴収票の写し・確定申告書の写し等

(8) 滞納処分の実施

保育費を滞納した場合には、地方税法の例により財産調査をし、給与の差し押さえ等の滞納処分を行うことがあります。また、国分寺市で児童手当を受給している世帯につきましては、児童手当からの徴収を行うことがあります。

（９）延長保育料

延長保育とは、保育の必要性の認定で保育必要量区分が「保育標準時間」の方が開所時間を超えて保育を行うこと、又は「保育短時間」の方が開所時間内の８時間を超えて保育を行うことをいいます。延長保育をご利用になる場合、別途延長保育料がかかります。公立保育所と私立保育所で取扱いが異なります。

◆公設保育所

- ・月額利用とスポット（１日）利用があります。
- ・こくぶんじ保育園については１時間延長、恋ヶ窪保育園とひかり保育園については１時間延長と２時間延長があります。
- ・利用者負担額が口座振替の場合は延長保育料も口座振替となります。月額利用の場合は当月の保育費と一緒に、スポット（１日）利用の場合は翌月の保育費と一緒に引き落としになります（例えば、４月に月額利用した延長保育料は４月分の保育費と一緒に引き落としになりますが、４月にスポット（１日）利用した延長保育料は５月分の保育費と一緒に引き落としになります）。

月額利用 （保育標準時間のみ）	事前に延長保育申請書を入所保育所に提出し、承諾を受けてください。	１時間：月額 2,500 円 ２時間：月額 5,000 円（※） （※）恋ヶ窪保育園・ひかり保育園のみ
スポット （１日）利用	利用する日の午前９時までに園に連絡をして、お迎えの際に申請書を提出してください。	１時間：400 円（月額上限 2,500 円） ２時間：800 円（月額上限 5,000 円）（※） （※）恋ヶ窪保育園・ひかり保育園のみ

※利用者負担額の階層区分が A 又は B の場合、延長保育料はかかりません。

◆私立保育所・家庭的保育

保育所等によって取扱いが異なりますので、各保育所等にお問合せください。

14. 利用者負担額徴収基準額表

3～5歳児クラスについては、利用者負担額は0円ですが別途副食費が発生する場合があります。0～2歳児クラスの第1子の子の利用者負担額については下記の表のとおり、第2子以降の利用者負担額については0円となります。

各月初日の在籍支給認定子どもの属する世帯の階層区分			利用者負担額（月額：円）	
			3歳未満児	
階層区分	定 義		標準時間	短時間
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯並びに令第15条の3（法第30条の4第3号の政令で定める場合及び市町村民税を課されないものに準ずる者）第2項第3号に掲げる小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親である保護者		0	0
B	当該年度分の市町村民税額が右記の区分に該当する世帯	A階層を除く市町村民税非課税世帯	0	0
C		市町村民税が均等割のみの課税世帯	2,400	2,350
D1	当該年度分の市町村民税所得割が右記の区分に該当する世帯	5,000円未満の世帯	3,300	3,240
D2		5,000円以上28,500円未満の世帯	4,100	4,030
D3		28,500円以上29,500円未満の世帯	5,900	5,790
D4		29,500円以上36,000円未満の世帯	6,900	6,780
D5		36,000円以上50,500円未満の世帯	8,300	8,150
D6		50,500円以上76,700円未満の世帯	9,800	9,633
D7		76,700円以上97,100円未満の世帯	12,900	12,680
D8		97,100円以上121,000円未満の世帯	17,000	16,710
D9		121,000円以上142,000円未満の世帯	22,600	22,210
D10		142,000円以上161,000円未満の世帯	27,200	26,730
D11		161,000円以上192,000円未満の世帯	30,000	29,490
D12		192,000円以上218,000円未満の世帯	32,600	32,040
D13		218,000円以上243,500円未満の世帯	34,500	33,910
D14		243,500円以上269,500円未満の世帯	36,500	35,870
D15		269,500円以上303,500円未満の世帯	38,600	37,940
D16		303,500円以上327,000円未満の世帯	40,600	39,900
D17		327,000円以上366,000円未満の世帯	43,300	42,560
D18		366,000円以上414,000円未満の世帯	45,700	44,920
D19		414,000円以上446,000円未満の世帯	48,500	47,670
D20		446,000円以上479,000円未満の世帯	50,600	49,730
D21		479,000円以上510,000円未満の世帯	52,800	51,900
D22		510,000円以上の世帯	55,100	54,160

(国分寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例 抜粋)

(利用者負担額)

第3条 法第27条(施設型給付費の支給)第3項第2号、第28条(特例施設型給付費の支給)第2項各号、第29条(地域型保育給付費の支給)第3項第2号又は第30条(特例地域型保育給付費の支給)第2項第1号から第3号まで並びに法附則第6条第4項並びに第9条(施設型給付費等の支給の基準及び費用の負担等に関する経過措置)第1項第1号イ、第2号イ(1)及びロ(1)並びに第3号イ(1)の規定により市が定める利用者負担の額(以下「利用者負担額」という。)は、次の各号に掲げる教育・保育給付認定子どもの区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 次のア又はイのいずれかに該当する教育・保育給付認定子ども
ア 法第19条(支給要件)第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども
イ 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども(次号アに掲げる者を除く。)
- (2) 次のア又はイのいずれかに該当する教育・保育給付認定子ども 別表第1に定める額
ア 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども(満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者に限る。)
- イ 法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども

附 則

(複数の特定被監護者等がいる教育・保育給付認定保護者の利用者負担額に係る特例)

5 複数の特定被監護者等(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「令」という。)第14条(複数の特定被監護者等がいる教育・保育給付認定保護者に係る特例)に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。)がいる教育・保育給付認定保護者についての利用者負担額の算定に係る別表第1備考第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「C階層及びD階層に該当する世帯であって市町村民税所得割が57,700円未満の世帯」とあるのは、「C階層及びD階層に該当する世帯」と「2番目に年齢が高い者である場合にあっては第2子の額とし、最も年齢が高い者及び2番目に年齢が高い者以外の者である場合にあっては第3子以降の額」とあるのは「最も年齢が高い者以外の者であるときは、0」とする。

〇備考

- 1 負担額算定基準子ども(令第13条(複数の負担額算定基準子どもがいる教育・保育給付認定保護者に係る特例)第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。以下この項において同じ。)が同一の世帯に2人以上いる場合における3歳未満児の教育・保育給付認定子どもに係る利用者負担額は、当該3歳未満児の教育・保育給付認定子どもが同一世帯の負担額算定基準子どものうち2番目に年齢が高い者である場合にあっては第2子の額とし、最も年齢が高い者及び2番目に年齢が高い者以外の者である場合にあっては第3子以降の額とする。
- 2 C階層及びD階層に該当する世帯であって市町村民税所得割が57,700円未満の世帯に特定被監護者等が2人以上いる場合における3歳未満児の教育・保育給付認定子どもに係る利用者負担額は、当該3歳未満児の教育・保育給付認定子どもが特定被監護者等のうち2番目に年齢が高い者である場合にあっては第2子の額とし、最も年齢が高い者及び2番目に年齢が高い者以外の者である場合にあっては第3子以降の額とする。
- 3 C階層及びD階層に該当する世帯であって市町村民税所得割が77,101円未満の世帯のうちひとり親世帯等(令第4条(法第27条第3項第2号の政令で定める額)第2項第6号の要保護者等に該当する者が属する世帯をいう。)における3歳未満児の教育・保育給付認定子どもに係る利用者負担額は、当該世帯の階層区分に応じて適用される額(保育短時間(1日8時間までの保育の利用をいう。以下同じ。))の場合にあっては、第7項の規定により算出された額)に100分の50を乗じて得た額とする。
- 4 前項の場合において、第2項の規定により第2子の額とすることとされた3歳未満児の教育・保育給付認定子どもに係る利用者負担額は、0とする。
- 5 3歳未満児とは、当該年度の初日の前日において3歳に達していない者をいう。
- 6 均等割とは、地方税法第292条(市町村民税に関する用語の意義)第1項第1号に規定する均等割をいい、市町村民税所得割とは、同項第2号に規定する所得割(同法第314条の7(寄附金税額控除)、第314条の8(外国税額控除)、第314条の9(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)並びに同法附則第5条(個人の道府県民税及び市町村民税の配当控除)第3項、第5条の4(個人の道府県民税及び市町村民税の住宅借入金等特別税額控除)第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとし、同法第292条第1項第9号に規定する扶養親族(19歳未満の者に限る。以下この項において同じ。))を3人以上有する者の同法第314条の2(所得控除)第1項第11号に規定する所得控除については、当該扶養親族のうち最も年齢が高い者及び2番目に年齢が高い者以外の者について地方税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第4号)による改正前の地方税法第314条の2第1項第11号の規定を適用して計算した額とする。)をいう。
- 7 保育短時間の利用者負担額は、この表に規定する額に100分の98.3を乗じて得た額(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)とする。

15. 記入例

申込みに必要な書類は、P14 をご確認ください。ご提出いただく書類の一部の記入例です。記入漏れにご注意のうえ、必要書類をそろえてご提出ください。

①施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書 兼 保育所等入所申込書（表）

様式第2号（第2条関係）

R7 保育所等用 世帯コード【 】

施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書 兼 保育所等入所申込書（新規・転所）※新規・転所いずれかに○をしてください。

新規か転所のいずれかに必ず○をつけてください。

前（保育部門）、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育をいいます。転所するのための申込みをいいます。

郵便物の宛名になる保護者名を記入してください。

国分寺市長 殿

込日令和6年10月15日

保護者住所 **国分寺市戸倉1-6-1**

保護者氏名 **国分寺 太郎**

第1希望（自宅・父携帯電話・母携帯電話）	090(0000)0000
第2希望（自宅・父携帯電話・母携帯電話）	090(0000)0000
第3希望（自宅・父携帯電話・母携帯電話）	()

受付印	受付者	二次
		障害児
		あり
		の市
		み

次のとおり申し込みます。

ふりがな	生年月日	令和7年4月1日時点で	標準か短時間のいずれかに☑してください。
こくぶんじ じろう	令和5年4月15日	1	場合があります。
国分寺 二郎			い
個人番号			かを選択してください。
こくぶんじ はなこ	令和6年7月23日	0	☑ 保育標準時間利用 (最長11時間)を希望する。
国分寺 花子			☐ 保育短時間利用 (最長8時間)を希望する。
			歳児クラス

保育所名が似ているので、番号、保育所名、居住エリアと合っているか、記入前に必ず確認してください。記入数の制限はありません。入りたい順番に記入してください。

希望保育所等	番号 37	まなびの森保育園 国分寺 (国分寺市)	第4希望	番号 7	国分寺Jキッズステーション (国分寺市)
※第7希望以降は欄外の余白に御記入ください。	第2希望	番号 13	第5希望	番号 30	明美保育園 (国分寺市)
	第3希望	番号 9	第6希望	番号 36	あしたの森保育園 (国分寺市)

保育の実施を希望する期間 **令和7年4月1日から** ☑ 小学校就学始期まで ☐ 年 月 日まで ※保育の実施を必要とする事由により承諾期間が短くなる場合があります。

現在の入所保育所等名 ※現在の保育所の退所日が決まっている場合は、その日付を御記入ください。 年 月 日

2人以上のきょうだいが同時に入所申込みを行う
1. 申込児童全員が同時に同じ保育所等に入所する。
2. 別々の保育所等であっても、申込児童全員が同時に同じ保育所等に入所する。
3. 入所するものが申込児童全員でない場合も入所する。

申込み時点で認可保育所に在籍しているお子さんは、現在通っている施設名を記入してください。退所届を提出済の場合は、退所月末日の日付を記入してください。

※希望保育所等と異なる扱いはできません。（詳細は、国分寺市保育所等入所案内「利用案内編」参照）

1、2を「調整指数表」25番の加点があります。

2人以上のきょうだいが同時に申込みする場合は、必ず①～③を選択してください。（2人とも第2希望の保育所等にS内定となります。）

裏面あり

1

※同意事項について

1. 通知書の送付先、世帯員の確認を目的とし、住所及び世帯状況について市が保有する情報を閲覧すること。
2. 利用者負担額の算定等を目的とし、課税状況について市が保有する情報を閲覧すること。
3. 上記2において利用者負担額の算定等に必要がある場合は、子ども・子育て支援法第16条の規定により、他市区町村へ課税状況を照会すること。
4. 利用者負担額（副食費免除に係る情報を含む。）や連絡先等について、入所する特定教育・保育施設等に対して提示すること。
5. 関係書類の記入漏れや内容について、市が本人や勤務先等の関係機関へ照会し、必要に応じて補記・修正をすること。
6. 保護者等の保育を必要とする事由が変更となった場合には、その内容について速やかに市に報告すること。
7. 記載事項が事実と異なる場合又は利用要件がなくなった場合は、利用決定又は利用内定を取り消す場合があること。

私は、以上の内容について同意します。

署名・母 国分寺 保子

必ず署名をお願いします。

②保育所等入所申込調査書（表）

R7 保育所等用

保育所等入所申込調査書（保育の必要性の事由等）

該当する項目に☑してください。資料になります。実態に基づいて、該当する項目すべてお答えください。

所承諾又は入所内定が確定していません

父の状況	勤務先・内定先・学校の名称	〇〇〇不動産		所在地	国分	
	自宅から就労・就学先まで片道	時間		30 分		
	就労・就学開始年月日	2015 年 10 月 1 日から（勤務予定、開業予定も含む）				
	☐ 就労 1 年以上（転職含む） ☒ 自営 1 年以上（開業準備期間含む） ☐ 1 年未満					
	☐ 就労 1 年未満（転職含む） ☒ 自営 1 年未満（開業準備期間含む） ☐ 1 年未満					
	☐ 産後休業中 ☐ 育児休業または育児に伴う休業中（取得予定）→	【産休・育休（育児に伴う休業（自営業）含む。）を取得している方】 該当する項目に☑し、署名欄に記載されている内容をよく読んでいただき、署名をお願いします。				
	署名					
	【ひとり親の方】 該当する項目に☑してください。離婚調停中の場合は、「ひとり親の申立書」と「離婚協議中がわかる書類」を必ず添付してください。	特定医療費（指定難病）受給者証又はマル都医療券 ☐ 無 ☐ 有				
	☐ 障害 ☐ 不存在 ☐ 災害	障害名： 発生日 年 月 日 ☐ 死亡 ☐				
	令和6年1月1日の住所	☐ 国分寺市 ☒ 国分寺市以外 → 令和6年度市町村民税に関する書類を提出してください。				
令和7年1月1日の住所	☒ 国分寺市 ☐ 国分寺市以外 → 入所後、令和7年度市町村民税に関する書類を提出してください。					

必ず☑していただき、市外にお住まいだった方は「令和6年度課税証明書」、「令和7年度課税証明書」等、必要な年度の課税証明書を父母それぞれご提出してください。（写し可）

母の状況	勤務先・内定先・学校の名称	国分寺市役所		所在地	国分寺市戸倉〇-〇-〇	
	自宅から就労・就学先まで片道	時間		45 分		
	就労・就学開始年月日	2010 年 4 月 1 日から（勤務予定、開業予定も含む）				
	☒ 就労 1 年以上（転職含む） ☐ 自営 1 年以上（開業準備期間含む） ☐ 1 年未満					
	☐ 就労 1 年未満（転職含む） ☒ 自営 1 年未満（開業準備期間含む） ☐ 1 年未満					
	☐ 産後休業中 ☐ 育児休業または育児に伴う休業中（または取得予定）→	【産休・育休（育児に伴う休業（自営業）含む。）を取得している方】 該当する項目に☑し、署名欄に記載されている内容をよく読んでいただき、署名をお願いします。				
	署名	国分寺 保子				
	☐ 求職中 ☐ 出産 ☒ 疾病 ☐ 介護 ☐ 障害 ☐ 不存在 ☐ 災害	求職活動内容： 出産予定日 年 月 日 病名：潰瘍性大腸炎 特定医療費（指定難病）受給者証又はマル都医療券 ☐ 無 ☒ 有 要介護者氏名（中略）（ ） 障害名： 発生日 年 月 日 発生日 年 月 日 災害の状況：				
	令和6年1月1日の住所	☐ 国分寺市 ☒ 国分寺市以外 → 令和6年度市町村民税に関する書類を提出してください。				
	令和7年1月1日の住所	☒ 国分寺市 ☐ 国分寺市以外 → 入所後、令和7年度市町村民税に関する書類を提出してください。				

裏面あり⇒

②保育所等入所申込調査書（裏）

R7 保育所等用

		氏名	年齢	住所	保育できない理由（※同居している場合）	
祖父母の状況	父方	祖父	国分寺 大介	63	府中市〇〇〇	☐ 死亡 ☐ 不明
		祖母	国分寺 育子	60	同上	☐ 死亡 ☐ 不明
	母方	祖父	大和 洋介			☒ 死亡 ☐ 不明
		祖母	大和 一子	79	国分寺市戸倉 1-6-1	☐ 死亡 ☐ 不明

・必ず祖父母状況を記載し、該当項目に☑してください。
・同居の場合は「保育ができない理由」に必ず☑していただき、20歳～64歳の場合は要件書類を提出してください。

☐就労 ☐疾病・障害 ☐介護
☒その他（65歳以上要件なし）

世帯の状況	国分寺市からの転出予定	☒ 無 ☐ 有（ 年 月	該当項目に☑していただき、必要書類がある場合は提出してください。 （手帳、診断書、生活保護受給者証などの写し）
	生活保護の受給	☒ 無 ☐ 有（ 年 月 日生活保	
	申込児童の障害	☒ 無 ☐ 有 →必ず事前に保育所	
	申込児童のきょうだいの障害	☒ 無 ☐ 有 →診断書又は手帳の写しを提出してください。	
	同居親族の障害者手帳の所持	☐ 無 ☒ 有 →手帳の写しを提出してください。	

※ 育児休業給付金の給付に影響する可能性があることを理解した上で、申請者の責任において、該当の場合はチェックして下さい。

☐希望する保育所に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる

※下記説明を必ずご確認ください

- ・「希望する保育所に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」を選択した場合は、保護者の就労証明書の提出は不要です。
- ・指数は「標準指数」です。
- ・調整指数は「標準指数」です。
- ・ひとりで保育所を利用する場合は、調整指数が「標準指数」です。
- ・選考の順位は「標準指数」です。
- ・通常の保育所（就労証明書に証明）

【重要】
育児休業の延長が可能のため、入所選考において他の申込者を優先することを希望される場合は、育児休業給付金の給付に影響する可能性があることを理解した上で、申請者の責任においてチェックして下さい。その際、チェックの下の説明もよくご確認ください。就労証明書の提出は不要です。

対象外となります。

指数となりますが、入所希望月分は令和6年9月15日以降）

さい。

③お申込みチェックシート（表）

R7 保育所等用

◆ ◆ お申込みチェックシート ◆ ◆

以下の項目をお読みください。（※このシートは両面ありますので、よくお読みになりNo.1～14は必ず☑してください。No.15～28の★項目は該当する項目がある場合は必ず☑してください。）

1	「令和」の年号を記入してください。	☑
2	入所（転入）後のお子さんが保育所等に預けられるまでの延滞期間（保育料）を記入してください。	☑
3	保育所等によって、開園時間、延長保育（時間・料金）等が異なりますので、希望保育所等の情報をよくご確認ください。	☑
4	お子さんに食物アレルギーがある場合、保育所によっては対応の可否について事前確認必須となっています。入所案内（施設紹介編）P4～9『保育施設一覧』にて、希望保育所等のアレルギー対応状況をご参照の上確認してください。保育所では服薬は行いませんが、やむをえず保育中に与薬が必要な場合は、対応が可能か希望保育所等に必ず確認してください。	☑
5	申込みの内容に虚偽があった場合は、利用内定又は利用決定が取消しとなります。	☑
6	就労証明書は提出前に必ず保護者（ご本人）が内容を確認し、記入漏れ、記入誤り、訂正印漏れ等の不備があった場合は、事業主（会社）に訂正していただき再提出してください。書類内容に不備がある場合は、勤務先等に電話して確認することがあります。 【証明日について】 入所希望月の初日から3か月以内（4月入所希望の場合は、令和6年9月15日以降）に証明を受けたものが有効となります。ただし、追加書類として提出する場合は、反映を希望する月の初日から3か月以内に証明を受けたものが有効となります。なお、証明日のないものは無効です。	☑
7	利用調整は、各月の申請受付期間の締切日までに提出された書類によって行います。書類の不備、不足により締切日後に提出された書類は、次の利用調整から反映します。	☑
8	内定後、入所前までに健康診断と面談を受けられない場合や、健康診断の結果集団保育が困難と判断された場合には、内定が取消しとなります。お子さんの発達や健康面に不安がある場合は、必ずお子さんと一緒に希望保育所等を見学に行き、ご相談ください。	☑
9	育児休業（育児に伴う休業（自営業）を含む。）中に申請した方は、入所・転所した月の翌月1日までに元の勤務先に、就労証明書の雇用条件で復職することが入所の条件となります。期日までに復職していなかった場合には内定取消し、退所となります。	☑
10	申込時点で妊娠中（申込後の妊娠も含む。）の方が就労要件で保育所の入所申込みをする場合、入所月は就労（上の子の育児休業を取得している場合は、入所月の翌月1日までに復職）をする必要があります。入所日の時点で産前産後休業のため、就労・復職することができない場合は、入所決定期間は出産要件と同じく出産予定月をはさんで前後各2か月となります。	☑
11	保育費は1か月単位でのお支払いです（日割りはできません）。月途中で退園しても、保育料は1か月分となります。	☑
12	祖父母が同居していて、保護者の市民税が非課税の場合は、祖父母の市民税額（所得割額）を合算した金額により保育費を算定します。	☑
13	3歳以上のお子さんの副食費（給食食材料費）については、在籍する施設へ（こくぶんじ保育園（公設公営）は市で徴収します。）お支払いいただきます。※施設によって金額や支払い方法は異なります。	☑
14	申込み後及び入所後に家庭状況が変わった場合（結婚、離婚など）には、速やかに変更事項に関わる届出を提出してください。4月（一次・二次申）の込みをされる方は必ず☑してください。	☑
15	★4月入所一次選考申込みをされる方 申込みは原則郵送となります。国分寺市では郵便事故については責任を負いかねます。書類の到着確認はお答えすることができません。到着確認が必要な場合は、レターパック等の追跡サービスがある送付方法でご提出ください。	☑
16	★4月入所申込みをされる方 支給認定証は、申請を受けてから30日以上経過している場合、認定の審査に時間を要するため、あらかじめご了承ください。4月（一次）申込みをされる方は必ず☑してください。	☑

裏面も必ずご記入ください

③お申込みチェックシート（裏）

		保育所等利用
17	★2人以上のきょうだいを同時に申込みされる方へ きょうだい同時に申込みをされる場合は、きょうだい条件を確認し、注意点をご理解のうえ、お申込みください。	☒
18	★保護者のうち、国分寺市に住民登録がない方 以下の欄へご記入ください。 氏名 <u>国分寺 太郎</u> (続柄 <u>父</u>) (転入予定あり・転入予定なし) 氏名 (続柄) (転入予定あり・転入予定なし) 現在の住民登録地《 <u>大阪府大阪市○○区○○</u> 》	☒
19	★令和7年1月1日現在、国分寺市民でなかった方 入所後、令和7年度住民税課税証明書又は、非課税証明書を提出し、令和7年3月までの利用者負担額の決定に必要となります。	☐
20	★同一世帯の方が障害支援区分1～6に該当又は、要介護1～5に該当又は、要介護2以上（要介護1及び要介護2に該当する方）に該当又は、要介護3以上（要介護3及び要介護4に該当する方）に該当又は、要介護5に該当する方 同一世帯内に、障害支援区分1～6に該当又は、要介護1～5に該当又は、要介護2以上（要介護1及び要介護2に該当する方）に該当又は、要介護3以上（要介護3及び要介護4に該当する方）に該当又は、要介護5に該当する方がいる場合は加算対象と提出してください。	☐
21	★保育士・幼稚園教諭の免許を有している方 保護者が、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、認定保育所若しくは認可外保育施設（内閣府又は都道府県知事に届け出ている施設に限る。）において保育に従事している又は従事することが決まっている場合は加算対象となります（転所を除く）。申込時に免許状の写しを提出してください。	☐
22	★自営業（保護者または親族が代表をしている勤務先で就労している）の方 代表者である保護者または親族の届出した営業許可証、登記事項証明書、開業届の写しを添付ください。	☒
23	★出生前申込みをされる方（4月入所一次選考のみ） 令和7年4月1日までに出生予定のお子さんであれば、4月入所一次選考が令和7年2月3日までに生まれた場合は、2月14日までに保育所入所申込書をご提出ください。提出がない場合や、2月4日以降に生まれた場合は、4月1日時点で生後57日に満たないため、ご提出ください。	☐
24	★求職（就労内定あり・開業予定含む）要件で申込みをされる方 利用決定期間は1か月です。入所月の翌月1日までに就労を開始し、就労開始後、就労証明書を提出してください。提出がない場合には、退所となります。※就労内定の方は、申込み時に提出した就労証明書の条件で、入所月翌月1日までに就労を開始し、就労開始後に就労証明書を提出してください。	☐
25	★出産要件で申込みをされる方 利用決定期間は出産予定月をはさんで前後2か月の計5か月です。期間の延長はできません。	☐
26	★転所の申込みをされる方 転所の内定が出た場合、現在入所されている保育所等には別のお子さんが内定するため、理由の如何を問わず現在入所されている保育所等に通り続けることはできません。転所の意思がなくなった場合には、各月の締切りに間に合うよう、速やかに転所希望取下げの申請を行ってください。また転所後に施設で慣れ保育がありますのでご注意ください。 ※転所とは、入所希望月において認可保育所（市内・市外問わず）の在籍枠が確保されている児童が別の認可保育所に転所するための申込みをいいます。（P17 参照）	☐
27	★市外の保育所等を希望される方 該当する市区町村の担当課に、締切日や必要書類（住民税に関する書類等）を事前に確認してください。また転出予定での申込みの場合、入所希望月の前月末までに転出先の市区町村にて転入手続きと保育所等の入所申込み手続きを行う必要があります。	☐
28	★市外在住で国分寺市内の保育所等を希望される方 転入予定での申込みの場合、入所希望月の1日までに転入手続きと国分寺市民としての保育所等入所申込みの完了手続きを行う必要があります。完了手続きをしない場合、利用決定又は利用内定が取消しとなります。	☐

上記事項について確認・承諾しました。

令和 6 年 9 月 20 日

保護者署名

国分寺 太郎

④申込児童に関する調査書（表）

R7 保育所等用

申込児童に関する調査書

※申 お子様お一人につき一枚ご記入ください。

必ず記入してください。また、国力守市ホームページよりダウンロードの上、ご記入ください。

児童氏名	国分寺 二郎	生年月日	令和5年4月 15 日生まれ
◆ 現在の保育状況			
☒ 自宅で保育している ☐ 父（ ☐ 育児休業取得中） ☒ 母（ ☒ 産前産後休暇または育児休業取得中） ☐ 祖父母 ☐ その他（ ）が保育している			
☒ 教育・保育施設に預けている ☐ 認可保育所等 ☒ 認可外保育施設 ☐ 幼稚園 ☐ その他（ ） 施設名： 〇〇認証保育 （ 令和6年10月1日から ）			
☐ その他（ ）			
◆ アレルギー			
☐ アレルギーはない ☐ 未検査のため不明 過去に症状が出たことがある食べ物（ ）			
☒ アレルギーがある → ☒ 食物アレルギーの対応可能か希望保育所等に確認した ☒ ぜんそく ☐ アトピー ☐ 花粉症 ☐ その他（ ） ☒ 食べ物（卵） 症 状：_____ 服 薬：1日 _____ 回（朝 ・ 昼 ・ 夕 ・ 就寝前） 処 方 薬： アレグラ(発作時のみ) （効用 アレルギー反応をおさえる ） アナフィラキシー： ☐ なし ☐ あり（緊急時に備えた処方薬：_____）			
◆ 疾病 ※複数あてはまる場合はすべてにチェック			
☐ 疾病はない			
☒ 疾病で病院などにかかっている（完治済みや経過観察中） 病 名： 心室中隔欠損 症 状： 心室に穴があいている 発症時期： 令和5年4月ごろ / 0歳0か月ごろ 医療機関名： 〇〇病院 現在の状況： ☒ 完治 ☐ 経過観察中 ☐ 通院中 手術歴： ☐ なし ☒ あり（ 令和5年7月 ） 服 薬：1日 _____ 回（朝 ・ 昼 ・ 夕 ・ 就寝前） 処 方 薬：_____ （効用：_____）			
☐ 相談をしている 相談機関：_____ 内 容：_____			

裏面に続く→

④申込児童に関する調査書（裏）

R7 保育所等用

◆ 療育 ※複数あてはまる場合はすべてにチェックしてください	
☒ 療育歴はない	
☐ 療育施設に通っている（通っていた経験がある場合や、今後通う予定も含む） 施設名： 療育期間： 年 月 日 ～ 年 月 日 回数：月 回 / 週 回 療育内容：	
☐ 相談をしている 相談機関： 内容：	保育をするうえで主治医から運動制限などの注意事項がある場合にご記入ください。
◆ 保育上の配慮点（医師の指導がある場合等）	
☒ 療育歴はない	
☐ 療育施設に通っている（通っていた経験がある場合や、今後通う予定も含む） 施設名： 療育期間： 年 月 日 ～ 年 月 日 回数：月 回 / 週 回 療育内容：	
◆ その他	

※記載内容については内定施設にお伝えします。

⑥扶養対象者申告書

R7 保育所等用

扶養対象者申告書

(扶養世帯員が3人未満の世帯も必ず提出してください。)

国分寺市では、お子さんを3人以上扶養する世帯について、年少扶養控除等廃止前の旧税額の計算方法により利用者負担額等を算定しています。この算定方法では、住民登録が国分寺市にない方については、扶養世帯員が3人未満の世帯も必ず提出してください。

◆【令和5年12月31日時点の扶養対象者】

	0～15歳	16～18歳	19歳～
(父)	国分寺 園子	令和5年12月31日時点のお子さんの扶養状況をご記入ください。	
氏名 国分寺 太郎	国分寺 二郎		
(母)			
氏名			
(祖父・祖母)			
氏名			

◆【令和6年12月31日時点の扶養対象者】

	0～15歳	16～18歳	19歳～
(父)	国分寺 園子	令和6年12月31日時点のお子さんの扶養状況をご記入ください。	
氏名 国分寺 太郎	国分寺 二郎		
	国分寺 花子		
(母)			
氏名			
(祖父・祖母)			
氏名			

★ 記入上の注意 ★

- ・扶養している方の氏名を左欄に、扶養対象者氏名を右欄にご記入ください。
- ・扶養対象者とは、別居・同居に関わらず、生計を一にしているお子さんをいいます。
- ・生計を一にする別居のお子さんがある場合は、扶養していることが確認できる書類（健康保険証・源泉徴収票・確定申告書の写しなど）を提出してください。
- ・祖父母等が扶養する場合は、祖父又は祖母に○をし、右欄に扶養対象者名をご記入ください。

郵送で提出される場合にご利用ください。
※以下は、令和6年12月27日（金）までの宛先です。

〒185-8501
国分寺市戸倉 1-6-1

国分寺市役所
子ども家庭部保育幼稚園課 入園相談係 行

令和7年度4月入所申込書（一次選考）在中

キ
リ
ト
リ

〒185-8501
国分寺市戸倉 1-6-1

国分寺市役所
子ども家庭部保育幼稚園課 入園相談係 行

令和7年度4月入所申込書（一次選考）在中

